

第2次つくばみらい市地域福祉計画・
つくばみらい市地域福祉活動計画
(案)

地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり

2018年(平成30年)11月
つくばみらい市
つくばみらい市社会福祉協議会

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	3
2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について	4
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画の策定体制	7
5. 計画の期間	8

第2章 地域福祉に関する現状と課題

1. 人口や世帯の状況	11
2. 支援を必要とする市民の状況	13
3. 地域の状況	16
4. アンケート調査結果の概要	20
5. 地域懇談会結果の概要	45
6. 本計画で取り組むべき課題	48

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	53
2. 基本目標	54

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉推進体制づくり	59
基本目標2 ふれあい・支えあいづくり	67
基本目標3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり	79

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制	93
2. 計画の進行管理・評価	94

資料編

1. つくばみらい市地域福祉計画策定委員会設置要綱	97
2. 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	98
3. つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画策定委員名簿	99
4. 策定経過	100
5. 地域懇談会結果	101

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、2014年（平成26年）3月に「つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画」を策定し、『地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり』を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

しかし、近年地域における福祉課題は複雑多様化してきており、既存のサービスや仕組みだけでは対応することが困難になってきています。また、東日本大震災、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震などの大規模災害を経験し、災害時における避難行動が困難な人の支援の重要性が再認識されています。

さらに、生活困窮者自立支援法が施行され、様々な要因により生活に困窮している人の自立を支援するための方策についても、地域社会が抱える新たな課題としてその対応が求められています。

このような中、今後は福祉分野だけに限らず、保健・医療、教育など、さまざまな分野が連携し、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築と、地域の支えあいによる取り組みが期待されています。

本市の市政運営の基本方針である「第2次つくばみらい市総合計画」の福祉分野の施策では「すくすく育つ“みらい”の子」、「みんなで守る“みらい”のまち」を掲げ、子ども、高齢者、障がい者への福祉サービスの充実を図っています。

本計画は、総合計画の方針を踏まえ、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉などの各分野が連携し、本市の地域福祉の充実を図る「第2次つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画」を策定するものです。

本計画に基づく、行政、地域住民、福祉関係者などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるつくばみらい市の実現を目指します。

2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「子ども」、「高齢者」、「障がい者」などの対象ごとに策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民と共に、地域で支援を要する様々な人の生活を支えていくことを目指す計画です。

■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、社会福祉法第1条に「地域福祉の推進」が明記されており、社会福祉法第4条では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者が位置づけられています。

（地域福祉の推進）

社会福祉法第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条に位置づけられています。

（市町村地域福祉計画）

社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉計画」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画と位置づけられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会 2003年（平成15年）11月

第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む。
- ③ 福祉分野における互助住民活動の広がりの中で民間の活動計画としての性格を明確にする。

2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

(3) 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国の都道府県・市区町村に設置されています。

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、地域福祉の推進を目的とした団体であり、地域住民、ボランティア、福祉、保健などの関係者、行政機関などの参加・協力を得て、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

各種の福祉サービスの利用支援や相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金活動の支援、災害時における災害ボランティアセンターの運営など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も地域の課題の解決に向けた活躍が期待されます。このように、社協は市全体の地域福祉推進のため中心的な役割を担っていくこととなるため、地域福祉を推進するにあたっては、行政と社協との連携がより効果的となります。そのため、市が策定する行政計画である「地域福祉計画」と、社協が策定する民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定することにより、地域福祉のより一層の推進を目指します。

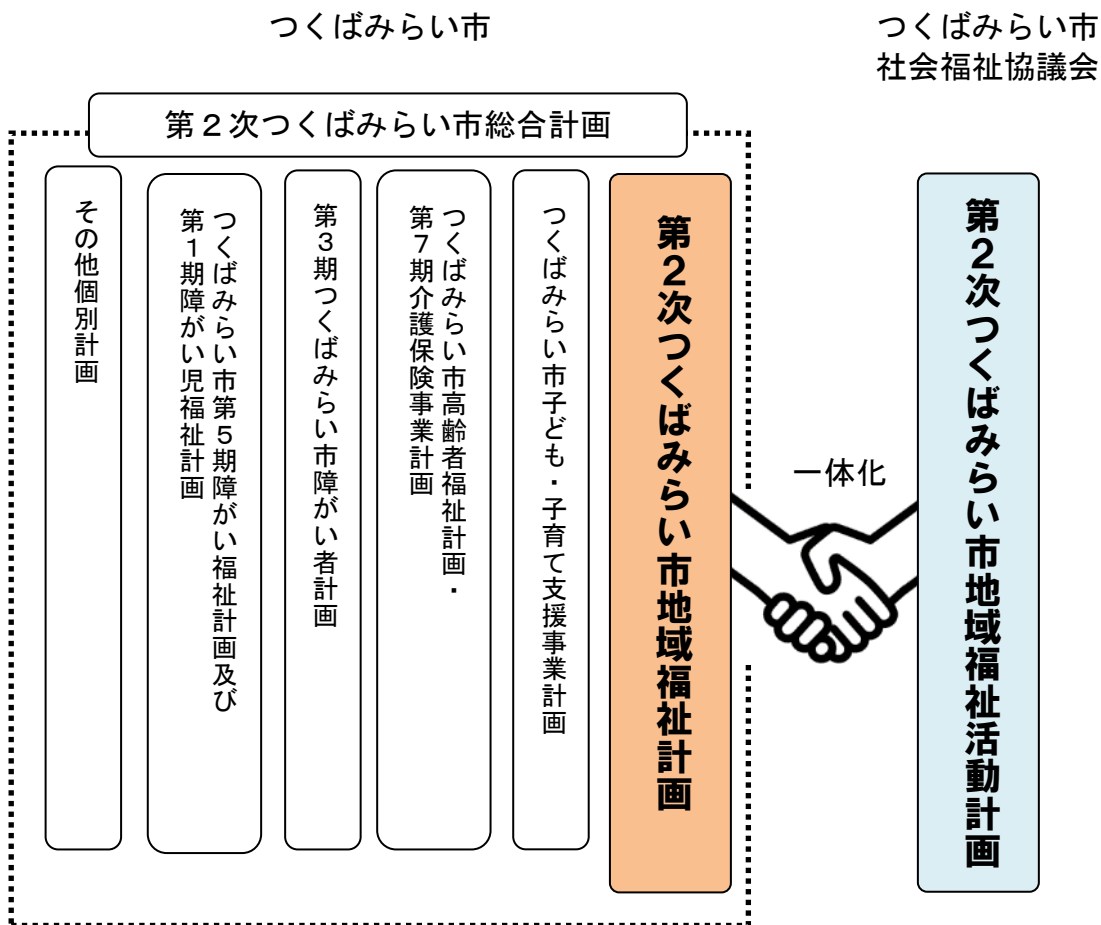
3. 計画の位置づけ

「つくばみらい市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「第2次つくばみらい市総合計画」の部門別計画としての性格を持っています。

また、子ども、高齢者、障がい者などの福祉に関連する本市の分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

本市では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、市と社協とが連携し、地域の社会資源の発掘と社協のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、2つの計画を一体的に策定しました。

■計画の位置づけ



4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、次のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

(1) 策定体制

地域福祉に関する事項を審議するため、市民、民生委員・児童委員、福祉に関する団体及び事業者で構成する「つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、策定を進めました。

(2) アンケート調査の実施

つくばみらい市内に在住する市民を対象に、地域の付き合いの状況や地域福祉活動の参加状況、地域福祉についての意識、福祉サービスの利用状況等の実態を把握するため、2018年（平成30年）2月にアンケート調査を実施しました。

また、2018年（平成30年）7月には民生委員・児童委員、市内で活動しているボランティア団体を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) 地域懇談会の実施

本計画の策定にあたり、地域の現状や課題などを把握し、計画に反映するために、2018年（平成30年）6月～7月に市内5地区で地域懇談会を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映させるために、2018年（平成30年）12月7日から2019年1月6日にパブリックコメントを実施しました。

(5) 市民説明会の実施

計画に市民の意見を反映させるために、2018年（平成30年）12月15日に市民説明会を実施しました。

5. 計画の期間

本計画は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間で計画の期間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
第1次計画 (2014～2018)					第2次計画 (2019～2023)					次期計画	

第2章

地域福祉に関する現状と課題

第2章 地域福祉に関する現状と課題

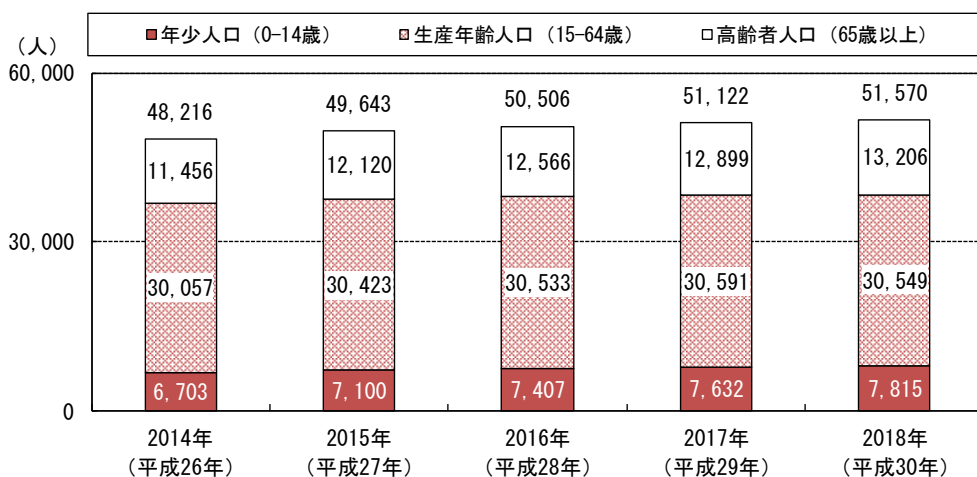
1. 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、緩やかに増加しています。

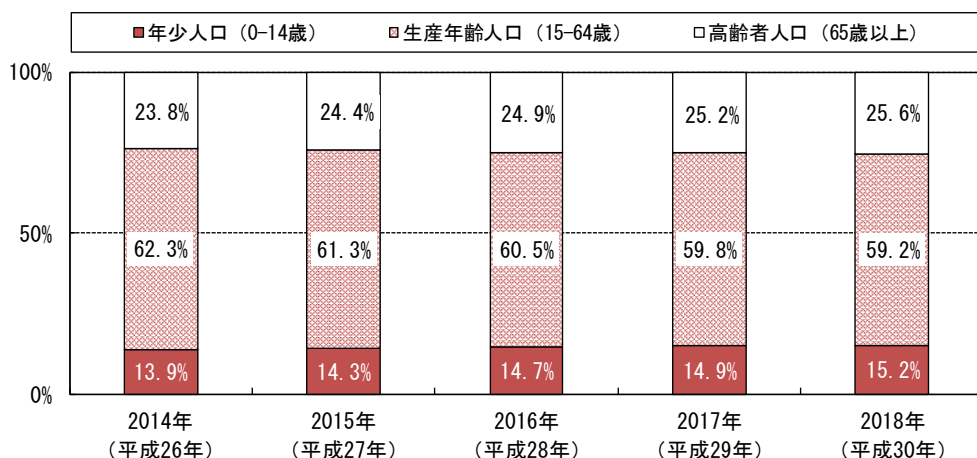
また、年齢3区分の推移をみると、生産年齢人口割合が年々減少している一方で、年少人口割合と高齢者人口割合は増加しています。しかし、依然として年少人口割合の伸びより高齢者人口割合の伸びが大きいため、今後も高齢化が進むと予測されます。

○総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

○年齢3区分の推移



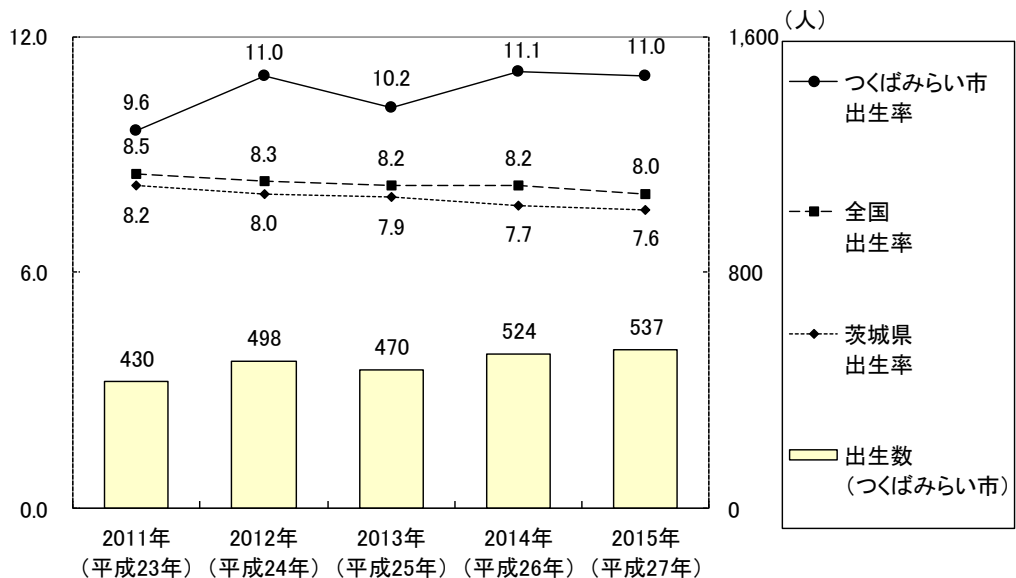
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

第2章 地域福祉に関する現状と課題

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、2011年（平成23年）の430人から2015年（平成27年）の537人と増加しています。また、出生率では全国や県平均を上回って推移しています。

○出生数の推移

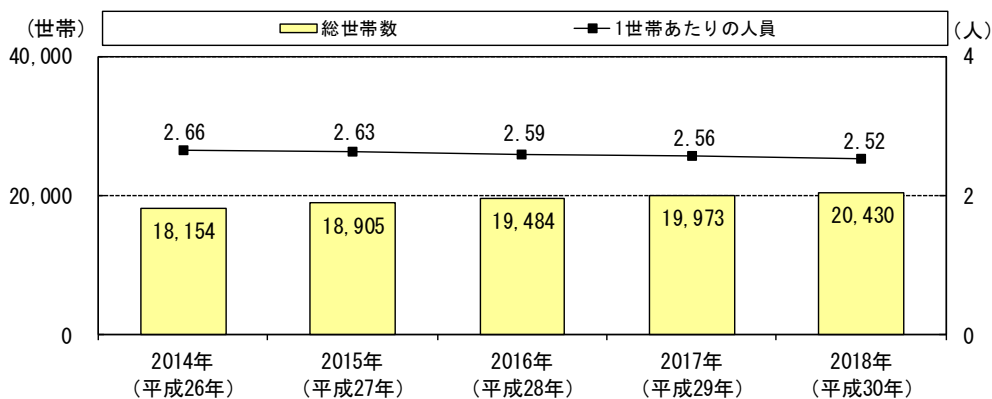


資料：茨城県保健福祉統計年報

(3) 世帯数の推移

世帯数の推移は、年々増加していますが、一世帯あたりの人員は減少しており、2018年（平成30年）は2.52人と核家族化が進んでいます。

○世帯数の推移



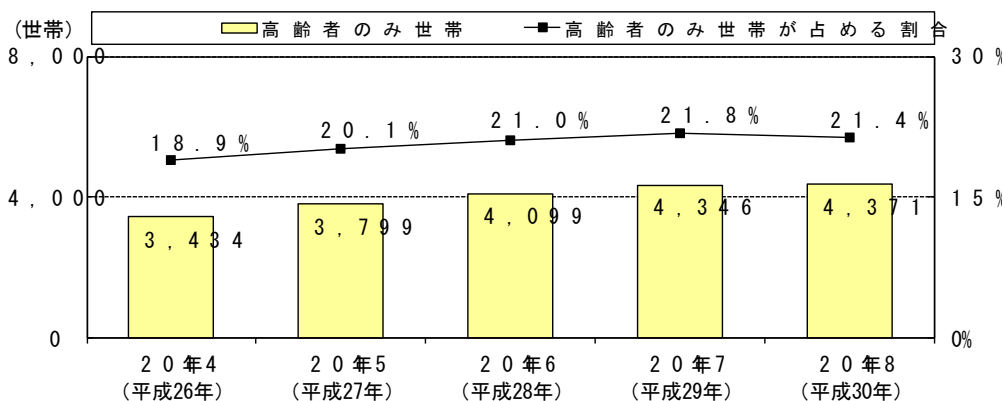
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2. 支援を必要とする市民の状況

(1) 高齢者のみの世帯数の推移

高齢者のみ世帯数（65歳以上の方のみで構成される世帯）は年々増加しており、2017年（平成29年）で4,371世帯となっています。

○高齢者のみ世帯数及び高齢者のみ世帯が占める割合の推移

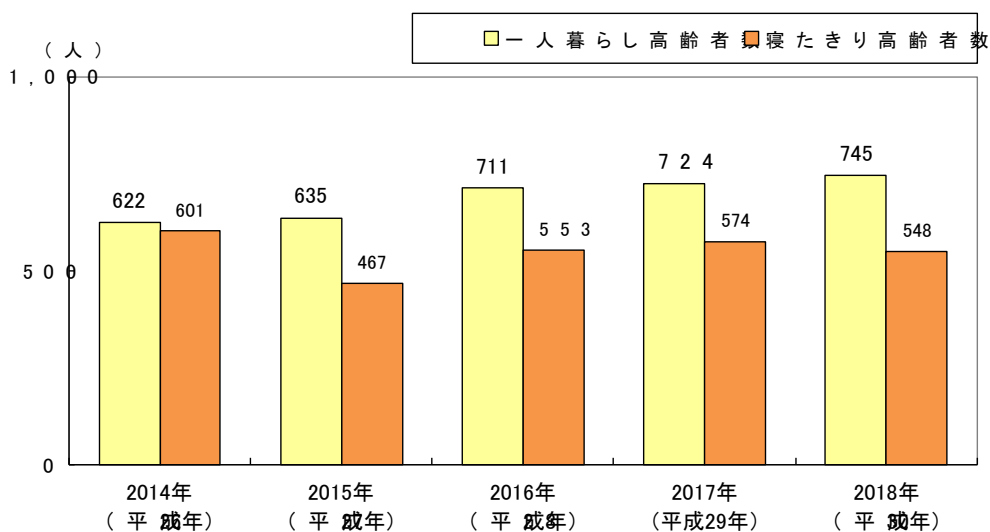


資料：介護福祉課（各年4月1日）

(2) 一人暮らし高齢者数及び寝たきり高齢者数の推移

一人暮らし高齢者数は、緩やかに増加しています。また、寝たきり高齢者数は横ばいとなっています。

○一人暮らし高齢者数及び寝たきり高齢者数の推移



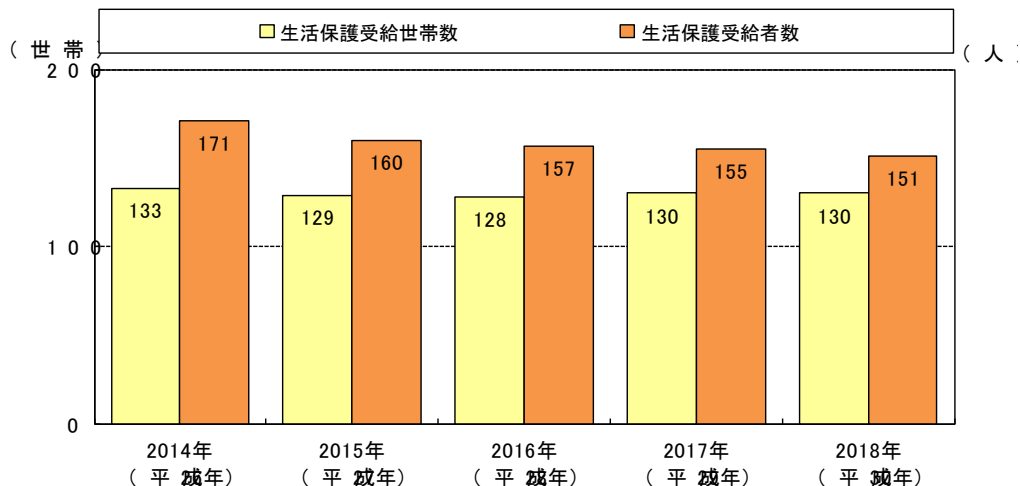
資料：介護福祉課（各年4月1日）

第2章 地域福祉に関する現状と課題

(3) 生活保護受給者世帯数及び受給者数

本市の生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移は横ばいとなっています。

○生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移

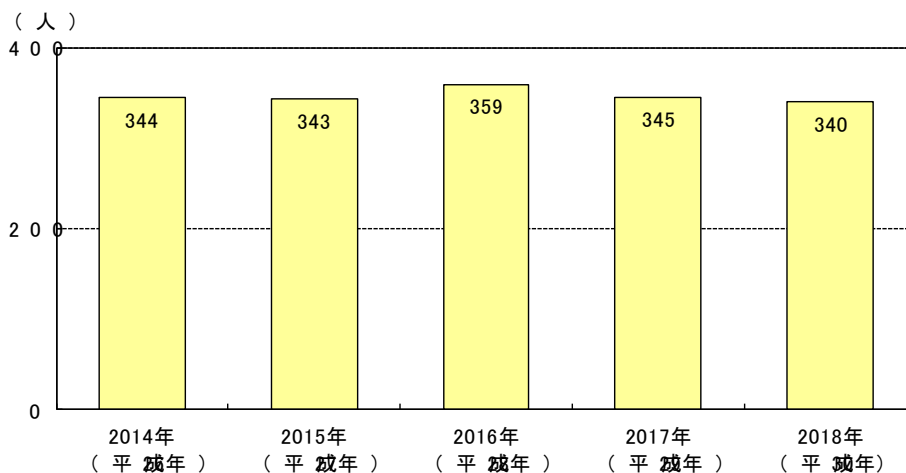


資料：社会福祉課（各年4月1日）

(4) 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数の推移は横ばいとなっています。

○児童扶養手当受給者数の推移

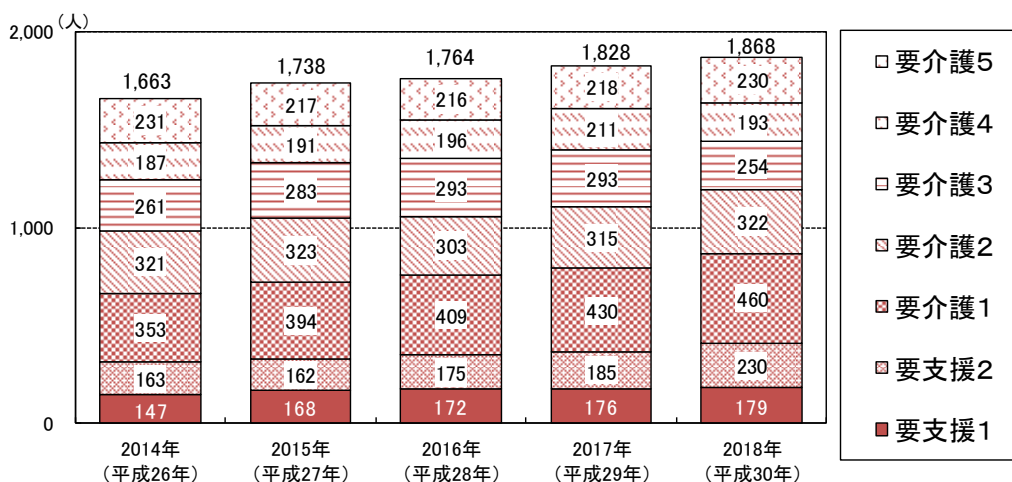


資料：こども福祉課（各年4月1日）

(5) 要支援・要介護等認定者の推移

要支援・要介護認定者の推移では、2018年（平成30年）現在で1,868人となっており、2014年（平成26年）の1,663人と比較すると205人増加しています。

○要支援・要介護認定者の推移

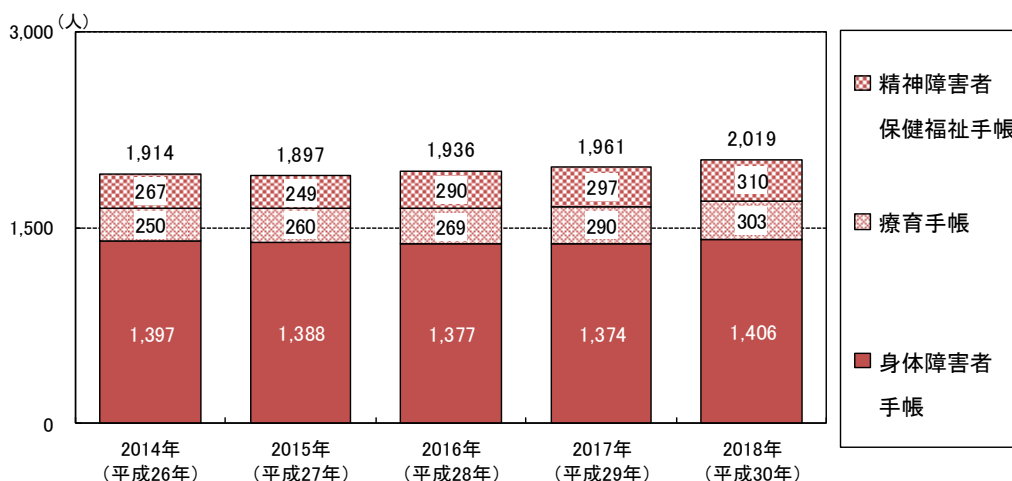


資料：介護福祉課（各年4月1日）

(6) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数は、年々微増し、2018年（平成30年）現在で2,019人となっています。

○障害者手帳所持者数の推移



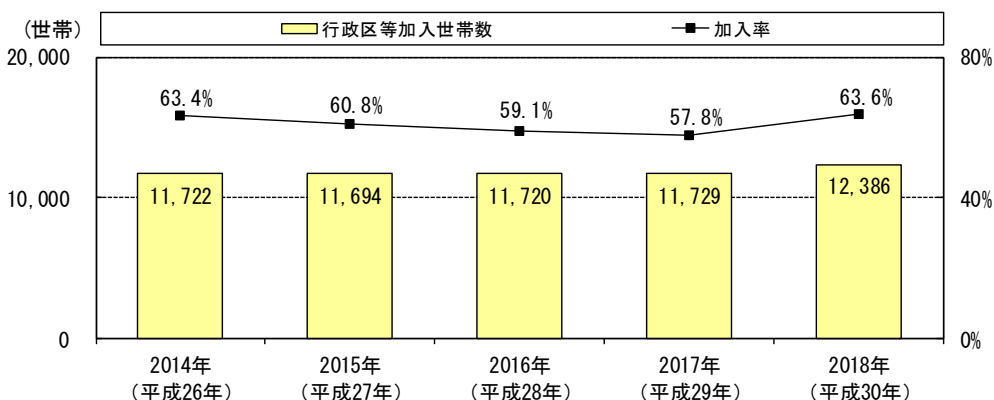
資料：社会福祉課（各年4月1日）

3. 地域の状況

(1) 行政区の状況

本市の行政区の加入世帯は2018年（平成30年）現在12,386世帯となっており、市全体で63.6%となっています。

○行政区の状況

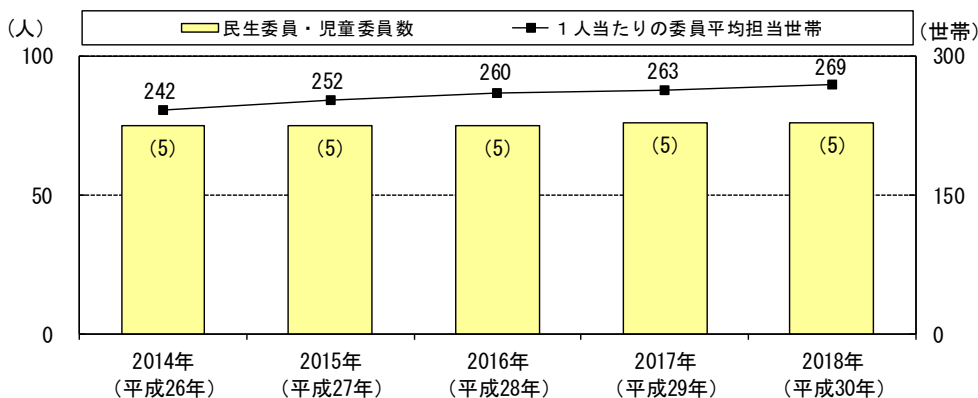


資料：市民サポート課（各年10月1日）

(2) 民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員数は2016年（平成28年）に1名増加しているのに対し、委員1人当たり担当する世帯数（主任児童委員を除く）は年々増加しています。

○民生委員・児童委員数の推移（ ）内は主任児童委員数

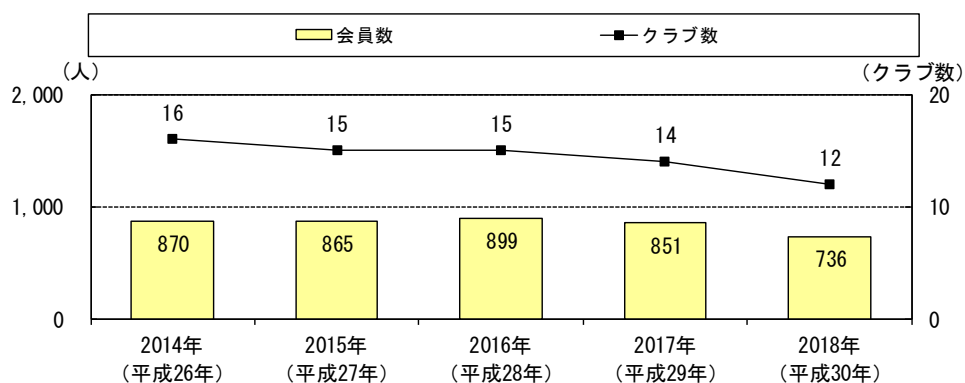


資料：社会福祉課（各年4月1日）

(3) 高年クラブの推移

高年クラブは、市内の60歳以上の方の自主的な団体で、教養の向上、健康増進などを中心に活動しています。高年クラブ数、会員数ともに年々減少しています。

○高年クラブの推移



資料：介護福祉課（各年4月1日）

第2章 地域福祉に関する現状と課題

(3) ボランティア団体の状況

様々な社会的背景を要因として、人々のボランティア活動に対する関心は高まりをみせており、本市では、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉等に関わるボランティア団体が活発な活動を展開しています。

つくばみらい市で活動しているボランティア団体は、55団体（そのうち、ボランティア連絡協議会の登録団体は24団体）、となっており、様々な分野で活動を行っています。

○2018年（平成30年）4月1日現在のつくばみらい市ボランティア連絡協議会登録団体一覧

NO	グループ名	主な活動内容
1	アイ・アイグループ	小、中学校のアイマスク体験協力、いきいきサロン開催、身障協会行事協力、社協行事への協力
2	あしたばの会	配食、会食サービスの調理
3	移動運転グループ	移送サービスの運転、配食サービスの運転
4	喜和味	配食、会食サービスの調理
5	さくら会	配食、会食サービスの調理、自主的料理研究
6	手話サークル すずらん	手話の普及活動、小・中学校総合学習への協力
7	食楽	配食、会食サービスの調理、多彩な食育活動
8	シル・リハ体操クラブ	高齢者への体操指導、社協事業への協力、いきいきサロン開催
9	たんぽぽ	配食、会食サービスの調理、使用済切手の収集と整理
10	ボランティアけやき	いなりの里デイサービスの援助・配食、会食サービス調理・特別支援学校行事協力・社協行事協力
11	朗読グループ かたくり	市広報紙・社協だより・議会だより等の音訳テープ作成・テープ利用者との交流会
12	IT普及電腦会	高齢者パソコン教室開催、いきいきサロン開催(パソコンサロン)
13	つくばみらい要約筆記の会	難聴者支援、要約筆記の啓蒙推進
14	ほうれん創	配食、会食サービスの調理、自主的料理研究
15	おもちゃ病院ピノキオ	壊れたおもちゃの修理、社協事業への協力
16	ゆりの会	小学校読み聞かせ、小学校校庭草刈り
17	ひばり会	施設慰問
18	みらい研ぎクラブ	公共施設、学校、地域内におけるの包丁研ぎ
19	木楽工房	公共施設、学校等の木工製品の製作及び補修
20	かたつむり	福祉施設等の車イスの清掃・点検・修理
21	フレンドリーみらい	知的・発達障がい児親子の支援活動
22	BOW ベルズ	地域の防犯パトロール
23	ほのぼの音楽隊♪	音楽と歌をとおして地域と交流、地域イベントの参加、慰問
24	ブリエール	小中学校・施設等において、紙芝居・歌の披露 慰問

○2018年（平成30年）4月1日現在のボランティア登録グループ一覧

NO	グループ名	主な活動内容
1	あおぞら	施設入所者の介助, 話し相手
2	手話サークル イーズ	手話の普及活動, 社会事業への協力
3	紙ふうせん	福祉施設, 保育所, 特別支援学校, 豊小学校にてパネルシアターの公演
4	クラリネットアンサンブル グリーンリーフ	公共施設等にてクラリネットを主としたコンサート及び読書啓発活動
5	オカリナサークル アンダンテ	施設等において, オカリナ演奏・語り芝居を披露
6	よつばアンサンブル	施設等においてハーモニカ, コーラス, 手品, カラオケを披露
7	つくみ緑の会	小絹駅前清掃 市内公共施設の清掃・除草
8	病気に負けない会「健康元気」	健康のことについての勉強会 足もみ(自分で出来る)の勉強会
9	傾聴ほほえみ	高齢者宅や施設への訪問傾聴活動
10	ハートフル伊奈	施設入所者の話し相手, 繕いもの, 洗濯物整理
11	ブックスタート	赤ちゃんと保護者に読み聞かせをして本の良さを広める
12	ギターアンサンブルなごみ	施設等において音楽演奏
13	竹の子の会	園児・児童への読み聞かせ
14	託児ボランティア ソレイユ	社協・生涯学習講座等の託児ボランティア活動 子育てサロン 子育て支援室協力
15	伊奈ボランペ	いなほの里において洗濯物片付け 草取り
16	天の舞	施設等において日本舞踊披露 慰問
17	絹の台さくら公園きれいにし隊	公園のごみ拾い, 除草, 植栽
18	楽しいハーモニカ	施設等において, ハーモニカ演奏 慰問
19	ブアナチュレ	施設等において, フラダンス披露 慰問
20	SDK	地域のイベント・特別支援学校・ケアサービス・赤い羽根共同募金等でのボランティア活動
21	ピースウェル	施設等において, ギター・ケーナの演奏, 歌の披露 慰問
22	かがやき	会食サービス協力 ふれあいサロン開設
23	読み聞かせ「虹の会」	図書館, 小学校, 保育所等での読み聞かせ活動 地域活動の参加
24	花駒舞会	会食サービス 施設等において日本舞踊披露 慰問
25	ホットケーキおはなしの会	保育所, 幼稚園, 小学校等での読み聞かせ会, お話会の開催
26	スクエアステップの会	公民館, 集会所等でのスクエアステップ(歩く脳トレ)で健康体操指導
27	みらい教室ボランティア	小学校高学年から中学生を対象とした学習指導
28	みらい食堂ボランティア	子ども食堂(みらい教室に通う児童・生徒への食事作り) 交流
29	図書館ボランティア	市立図書館の配架・本の修繕等
30	みらい平コミセンボランティア	みらい平コミュニティセンターのイベントボランティア
31	紙芝居 こだま	乳幼児, 学校, 学童保育での紙芝居活動

4. アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。

○アンケート調査の実施状況

対象者	配布数	回収数	回収率
20歳以上市民	2,000件	692件	34.6%
13～19歳市民	500件	135件	27.0%
民生委員・児童委員	75件	57件	76.0%
団体	61件	44件	72.1%

○調査の方法

郵送による配布、回収。

○分析・表示について

- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があるため、単純集計の結果と合致しない場合があります。

○居住地区については以下のように区分けをしています。

居住地区	地区名
A地区	小張地区・谷井田地区・三島地区・豊地区
B地区	板橋地区・東地区
C地区	小絹地区
D地区	谷原地区・十和地区・福岡地区
E地区	みらい平地区

(1) 20歳以上市民

①対象者の属性

【居住地区】
 A地区（小張地区・谷井田地区・三島地区・豊地区）
 B地区（板橋地区・東地区）
 C地区（小絹地区）
 D地区（谷原地区・十和地区・福岡地区）
 E地区（みらい平地区）

居住地区別にみると、「E地区」は30～40代の回答が多く、他の地域では50代以上が多くなっています。

単位：%

	合計 (人)	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	無回答
全体	692	8.1	11.4	21.4	9.18	22.1	42.3	0.0
A地区	195	5.6	9.2	9.7	2.0	0.27	22.8	2.0
B地区	119	7.6	3.4	1.1	8.18	5.27	7.31	1.0
C地区	133	9.8	7.5	1.5	0.24	8.18	0.24	8.0
D地区	81	7.4	4.9	1.3	6.21	0.32	1.21	0.0
E地区	160	1.0	6.38	8.24	4.8	1.7	5.10	6.0

②家族構成

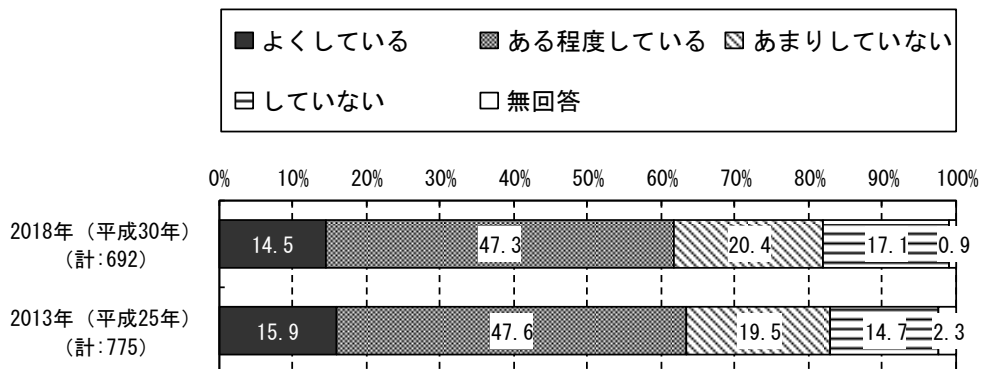
居住地区別にみると、すべての地区で「親子2世代世帯」が多くなっています。「D地区」では、「親子孫3世代世帯」が他の地区より高くなっています。

また、年代別にみると、「20代」から「50代」は「親子2世代世帯」が最も多く、「60代」以上では「夫婦のみの世帯」が最も多くなっています。

単位：%

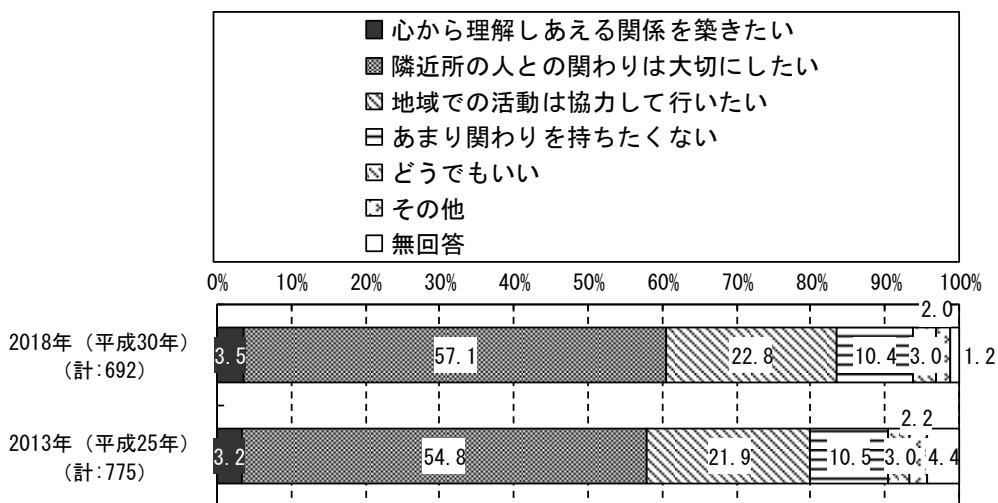
	合計 (人)	世帯 単身 (一人暮らし)	夫婦 のみの 世帯	親子 2 世代 世帯	親子 孫 3 世代 世帯	その 他	無 回 答	
全体	692	8.7	28.0	45.1	13.3	3.5	1.4	
居住地区	A地区	195	6.7	32.3	39.0	17.4	3.1	1.5
	B地区	119	7.6	28.6	45.4	13.4	5.0	0.0
	C地区	133	7.5	29.3	47.4	11.3	3.0	1.5
	D地区	81	11.1	16.0	40.7	24.7	4.9	2.5
	E地区	160	11.9	27.5	53.1	4.4	2.5	0.6
年代	20代	56	7.1	10.7	57.1	23.2	0.0	1.8
	30代	98	7.1	16.3	66.3	7.1	2.0	1.0
	40代	103	7.8	11.7	56.3	19.4	2.9	1.9
	50代	126	6.3	24.6	50.0	15.1	3.2	0.8
	60代	148	9.5	43.2	30.4	12.2	4.7	0.0
	70代以上	159	11.9	40.9	30.8	9.4	5.0	1.9

③近所との付き合いの状況



近所との付き合いの状況では、「よくしている」「ある程度している」を合計すると61.8%となっています。2013年（平成25年）調査とほぼ同様の傾向ですが、「よくしている」「ある程度している」と回答した割合が減少し、「あまりしていない」「していない」と回答した割合が増加しています。

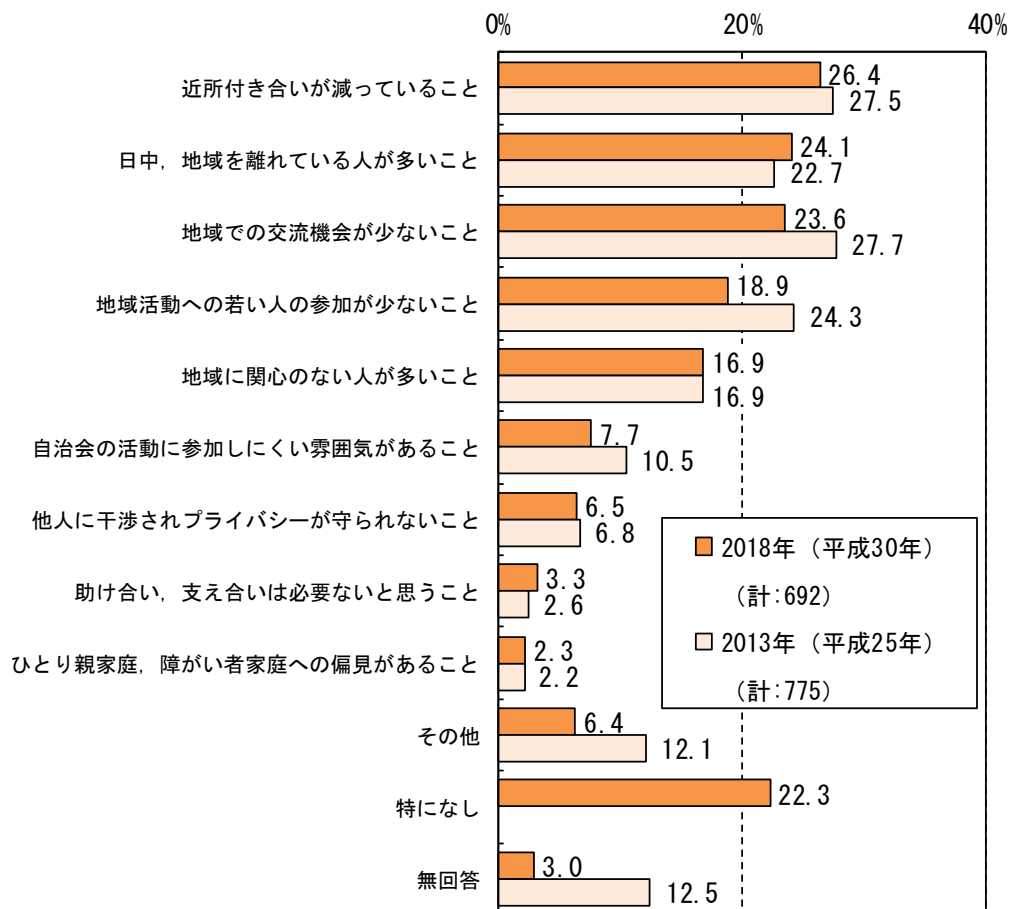
④近所との関わり



近所との関わりについての考えでは、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が57.1%と最も多く、次いで「地域での活動は協力して行いたい」が22.8%、「あまり関わりを持ちたくない」が10.4%となっています。

2013年（平成25年）調査と比べ、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」、「地域での活動は協力して行いたい」と回答した人の割合が増加しています。

⑤地域での問題点・不足していると思うもの



地域の問題点は、「近所付き合いが減っていること」が26.4%と最も多く、次いで「日中、地域を離れている人が多いこと」が24.1%、「地域での交流機会が少ないこと」が23.6%となっています。

2013年（平成25年）調査では、地域の交流機会や地域活動への参加状況を問題点として挙げていましたが、2018年（平成30年）調査ではより身近な近所付き合いなどに対する問題点を挙げている人の割合が高くなっています。

第2章 地域福祉に関する現状と課題

居住地区別にみると、「A地区」では「近所付き合いが減っていること」、「B地区」「D地区」では「地域活動への若い人の参加が少ないこと」、「C地区」では「日中、地域を離れている人が多いこと」、「E地区」では「地域での交流機会が少ないこと」が多くなっています。

また、「C地区」では「自治会の活動に参加しにくい雰囲気があること」、「D地区」では「他人に干渉されプライバシーが守られないこと」が他の地域と比べ多く、居住地区によって「地域の問題」が異なる傾向がうかがえます。

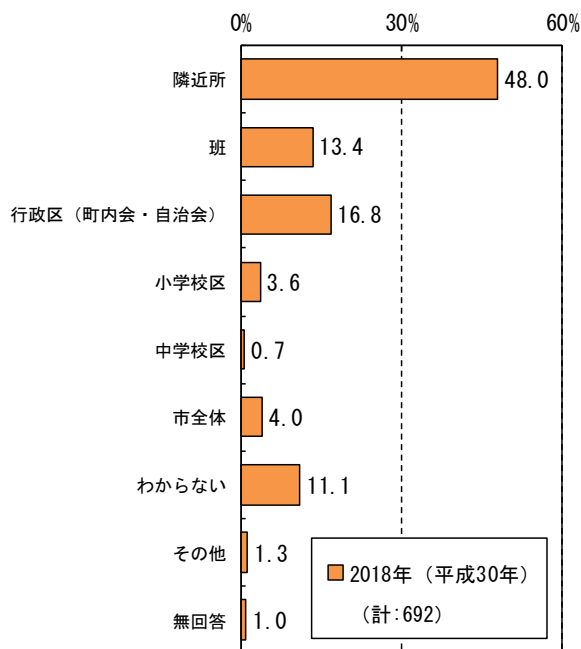
■居住地区別・年代別「地域の問題点」

単位：%

		合計（人）	近所付き合いが減っていること	日中、地域を離れている人が多いこと	地域での交流機会が少ないこと	地域活動への若い人の参加が少ないこと	地域に関心のない人が多いこと	自治会の活動に参加しにくい雰囲気があること	他人に干渉されプライバシーが守られないこと	助け合い、支え合いは必要ないと思うこと	偏見があること	ひとり親家庭、障がい者家庭への	その他	特になし	無回答
全体		692	26.4	24.1	23.6	18.9	16.9	7.7	6.5	3.3	2.3	6.4	22.3	3.0	
居住地区	A地区	195	32.3	20.5	23.6	21.5	12.8	6.7	7.2	2.6	3.6	4.6	23.1	1.5	
	B地区	119	22.7	22.7	22.7	25.2	21.8	5.9	4.2	2.5	2.5	4.2	16.0	6.7	
	C地区	133	28.6	30.8	21.1	20.3	19.5	12.8	3.0	3.0	1.5	4.5	22.6	3.8	
	D地区	81	21.0	22.2	16.0	23.5	14.8	4.9	17.3	3.7	1.2	3.7	18.5	4.9	
	E地区	160	23.1	25.6	30.0	7.5	17.5	7.5	5.0	3.8	1.9	13.1	27.5	0.6	
年代	20代	56	17.9	23.2	23.2	21.4	16.1	5.4	10.7	3.6	5.4	5.4	37.5	0.0	
	30代	98	24.5	26.5	26.5	11.2	17.3	12.2	5.1	5.1	4.1	10.2	26.5	0.0	
	40代	103	15.5	21.4	23.3	21.4	14.6	10.7	8.7	1.9	1.0	7.8	27.2	1.9	
	50代	126	23.0	27.0	19.0	25.4	16.7	5.6	10.3	6.3	5.6	6.3	15.9	3.2	
	60代	148	30.4	24.3	25.7	20.3	19.6	5.4	6.8	3.4	0.0	4.7	18.2	3.4	
	70代以上	159	37.1	22.6	23.3	14.5	16.4	7.5	1.3	0.6	0.6	5.0	19.5	6.3	

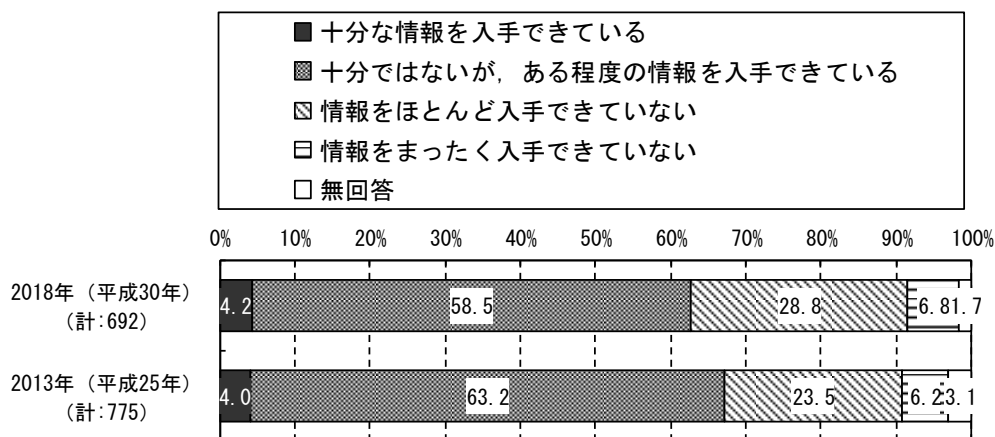
【居住地区】
 A地区（小張地区・谷井田地区・三島地区・豊地区）
 B地区（板橋地区・東地区）
 C地区（小絹地区）
 D地区（谷原地区・十和地区・福岡地区）
 E地区（みらい平地区）

⑥住民同士お互いに助け合える地域の範囲



助け合える地域の範囲は、「隣近所」が48.0%と最も多く、次いで「行政区 (町内会・自治会)」が16.8%、「班」が13.4%となっています。

⑦福祉や健康に関する情報提供の充足度



福祉や健康に関する情報の入手状況では、「十分な情報を入手できている」と「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」の合計は62.7%となっています。

2013年 (平成25年) 調査と比べて、「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」と回答した人の割合は減少しています。

また、「情報をほとんど入手できない」と回答した人の割合が増加しています。

第2章 地域福祉に関する現状と課題

⑧日常生活での日頃の悩みや不安

日常生活で日頃不安に思っていることでは、「自分や家族の老後のこと」、「自分や家族の健康のこと」を半数以上があげています。

居住地区別にみると、「A地区」「C地区」では「自分や家族の健康のこと」、「B地区」、「C地区」、「D地区」、「E地区」では「自分や家族の老後のこと」が最も多くなっています。

また、「子どもの教育や将来のこと」では、「E地区」、「地域の治安に関すること」では「C地区」「E地区」が他の地区に比べて多くなっています。

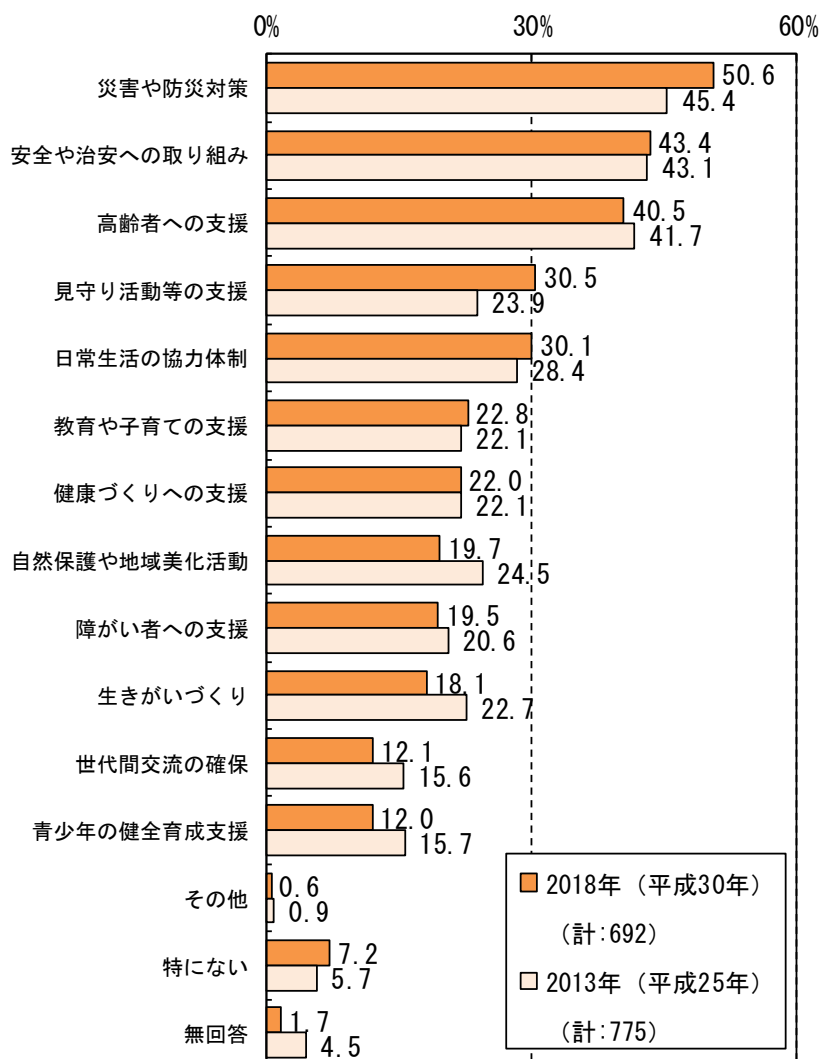
■居住地区別・年代別「日頃不安に思うこと」

単位：%

		合計（人）	自分や家族の老後のこと	自分や家族の健康のこと	収入など経済的なこと	地震や火事などの災害に関すること	介護に関すること	子どもの教育や将来のこと	外出と移動に関すること	地域の治安に関すること	住環境に関すること	地域での人間関係のこと	働くこと（就職・失業）	家族の人間関係のこと	職場での人間関係のこと	乳幼児の育児に関すること	その他	特にない	無回答
全体		692	58.4	56.4	34.0	32.4	28.6	21.2	18.8	15.6	11.1	9.0	9.0	5.9	5.5	4.8	2.2	7.2	0.7
居住地区	A地区	195	64.1	65.1	32.3	35.4	35.4	15.9	21.5	13.8	13.3	12.3	7.7	7.2	6.7	2.1	2.6	8.2	0.5
	B地区	119	63.0	56.3	28.6	31.1	35.3	11.8	22.7	5.9	10.9	5.0	7.6	5.9	5.0	0.8	1.7	3.4	0.8
	C地区	133	59.4	60.2	42.9	32.3	29.3	21.8	15.8	22.6	10.5	9.0	9.0	7.5	5.3	3.8	2.3	5.3	0.0
	D地区	81	63.0	56.8	38.3	25.9	27.2	3.7	12.3	9.9	4.9	3.7	8.6	1.2	4.9	1.2	0.0	4.9	2.5
	E地区	160	45.0	42.5	30.6	33.8	15.0	43.1	18.1	21.9	12.5	10.6	11.9	5.6	5.0	13.8	2.5	11.9	0.6
年代	20代	56	42.9	46.4	42.9	39.3	7.1	19.6	25.0	16.1	12.5	3.6	19.6	14.3	12.5	7.1	1.8	10.7	0.0
	30代	98	42.9	50.0	38.8	30.6	11.2	58.2	18.4	24.5	17.3	11.2	15.3	8.2	7.1	22.4	2.0	7.1	1.0
	40代	103	55.3	53.4	42.7	29.1	30.1	41.7	16.5	22.3	5.8	12.6	12.6	5.8	13.6	1.0	1.0	7.8	0.0
	50代	126	63.5	57.1	38.1	41.3	34.9	18.3	16.7	19.8	14.3	9.5	11.1	4.8	5.6	2.4	2.4	2.4	1.6
	60代	148	73.0	63.5	28.4	28.4	23.6	4.7	18.9	8.8	12.8	8.8	5.4	4.7	1.4	1.4	1.4	5.4	0.7
	70代以上	159	57.9	57.9	24.5	30.2	45.3	3.1	20.1	8.2	6.3	6.9	0.6	3.8	0.6	0.6	3.8	11.3	0.6

【居住地区】
 A地区（小張地区・谷井田地区・三島地区・豊地区）
 B地区（板橋地区・東地区）
 C地区（小絹地区）
 D地区（谷原地区・十和地区・福岡地区）
 E地区（みらい平地区）

⑨「地域」の役割及び相互扶助

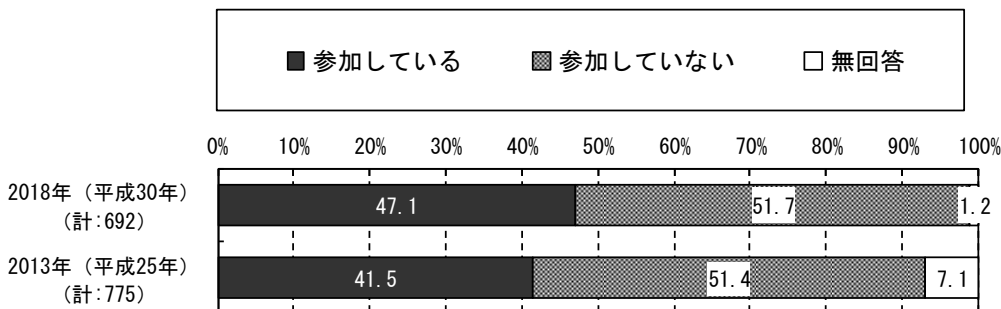


「地域」としての役割や相互扶助に期待することでは、「災害や防災対策」が50.6%で最も多く、次いで「安全や治安への取り組み」が43.4%、「高齢者への支援」が40.5%となっています。

2013年（平成25年）調査と比べると、「見守り活動等の支援」と回答した人の割合が増加している一方で、「自然保護や地域美化活動」、「障がい者への支援」、「生きがいづくり」、「世代間交流の確保」、「青少年の健全育成支援」と回答した人の割合が減少しています。

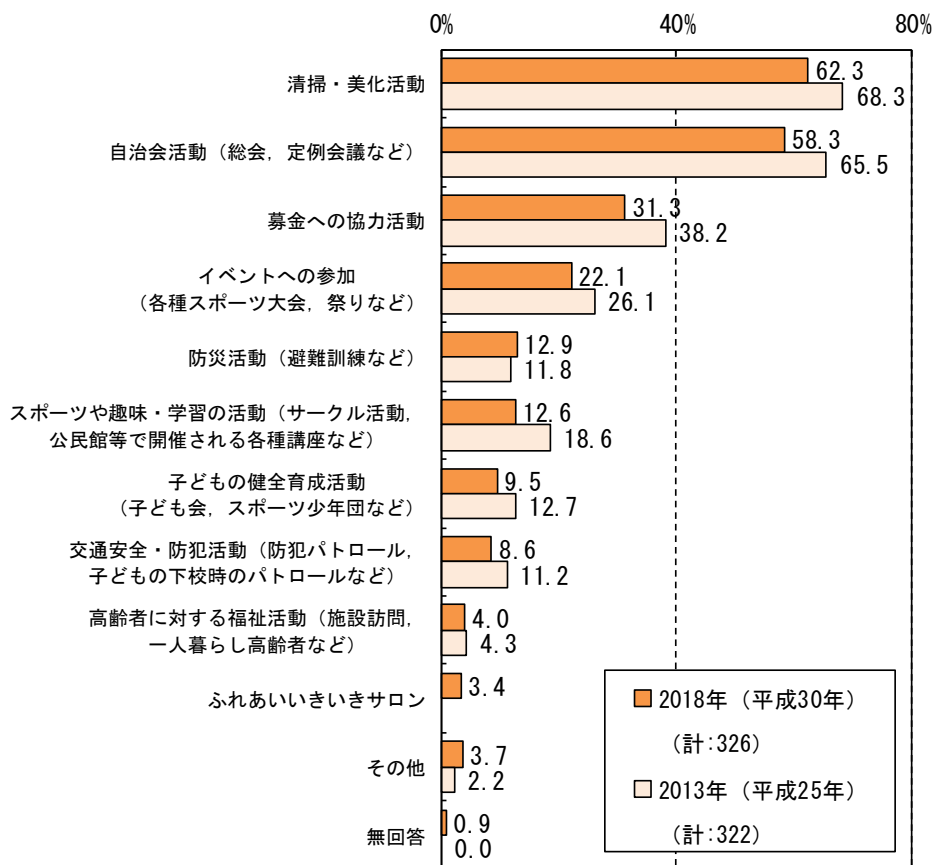
第2章 地域福祉に関する現状と課題

⑩地域活動への参加状況



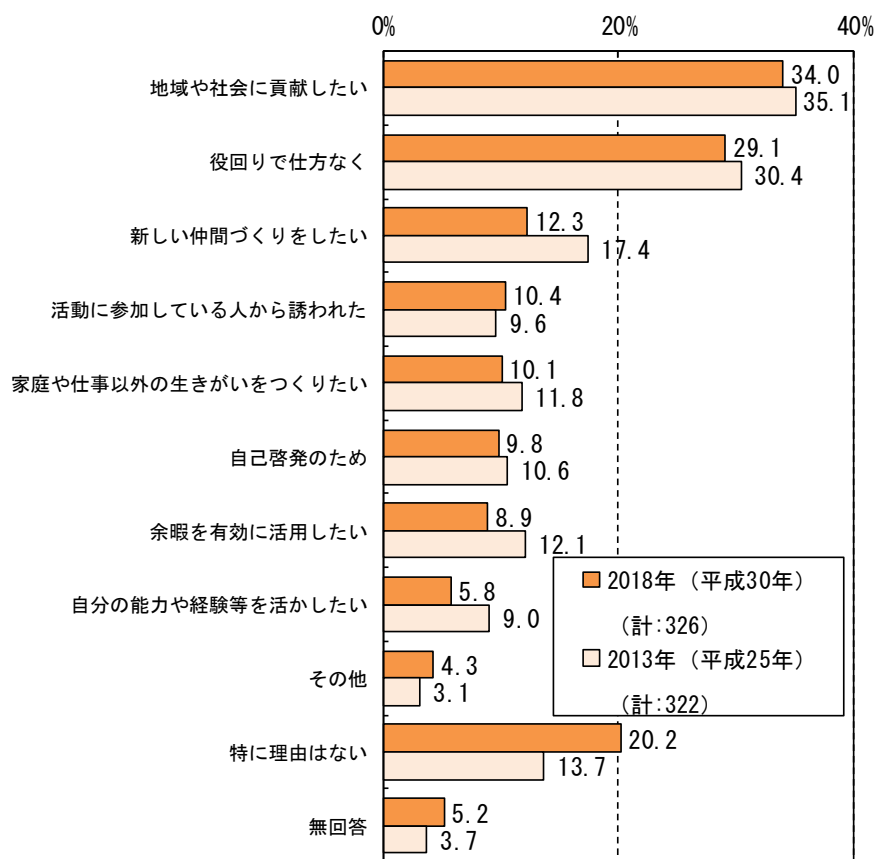
地域の活動への参加状況では、「参加している」が47.1%、「参加していない」が51.7%となっています。2013年（平成25年）調査と比べて、「参加している」と回答している人の割合が5.6ポイント増加しています。

⑪参加している地域活動



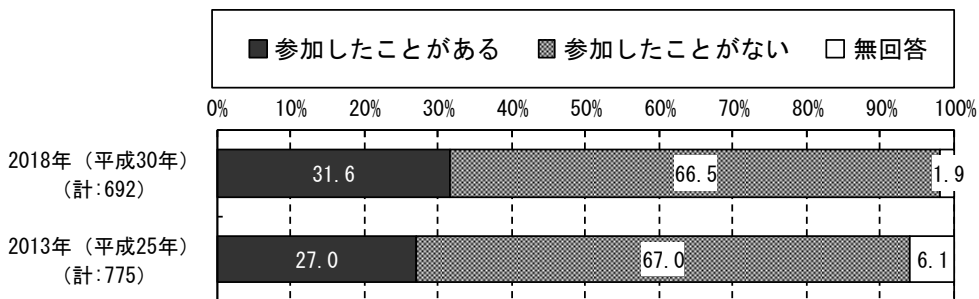
地域活動へ参加していると回答した方が参加している地域活動を見ると、「清掃・美化活動」が62.3%で最も多く、次いで「自治会活動（総会、定例会議など）」が58.3%、「募金への協力活動」が31.3%となっています。

⑫地域活動に参加したきっかけ



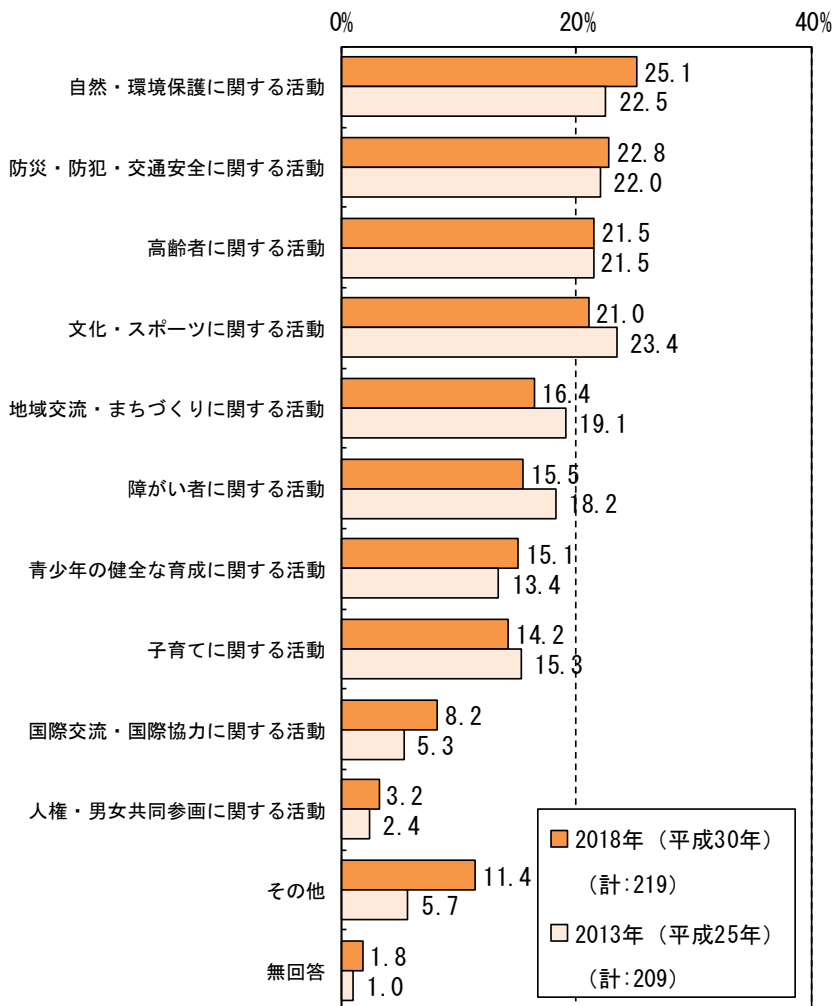
地域活動に参加した理由では、積極的な理由の「地域や社会に貢献したい」が34.0%で最も多い回答ですが、2番目には消極的な理由の「役回りで仕方なく」が29.1%となっています。

⑬ ボランティア活動への参加状況



ボランティア活動への参加状況では、「参加したことがある」が31.6%、「参加したことがない」が66.5%で、「参加したことがない」が「参加したことがある」を34.9ポイント上回っています。2013年（平成25年）調査と比べて、「参加したことがある」と回答した人の割合が増加しています。

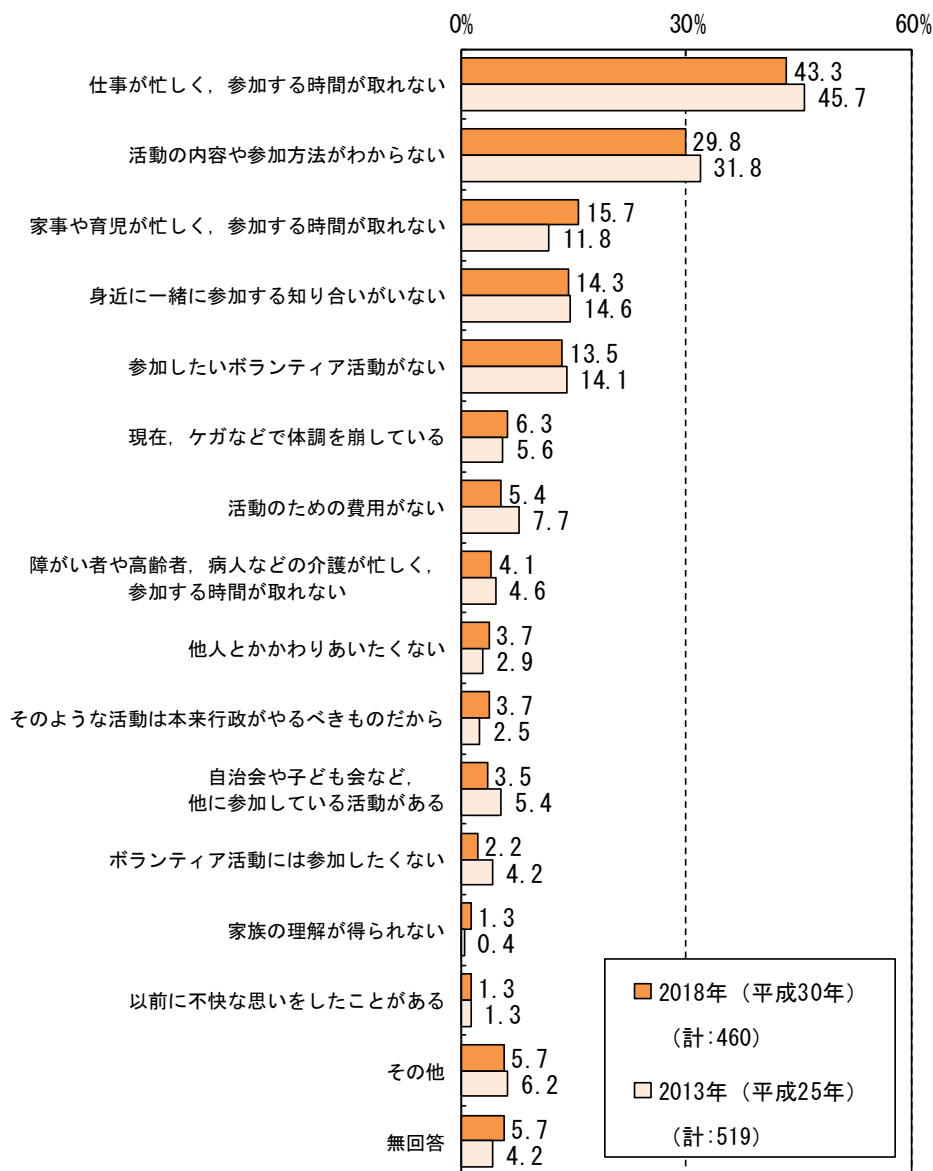
⑭ 参加しているボランティア活動



ボランティア活動へ参加したことがあると回答した方の参加した活動をみると、「自然・環境保護に関する活動」が25.1%と最も多く、次いで「防災・防犯・交通安全に関する活動」が22.8%、「高齢者に関する活動」が21.5%となっています。

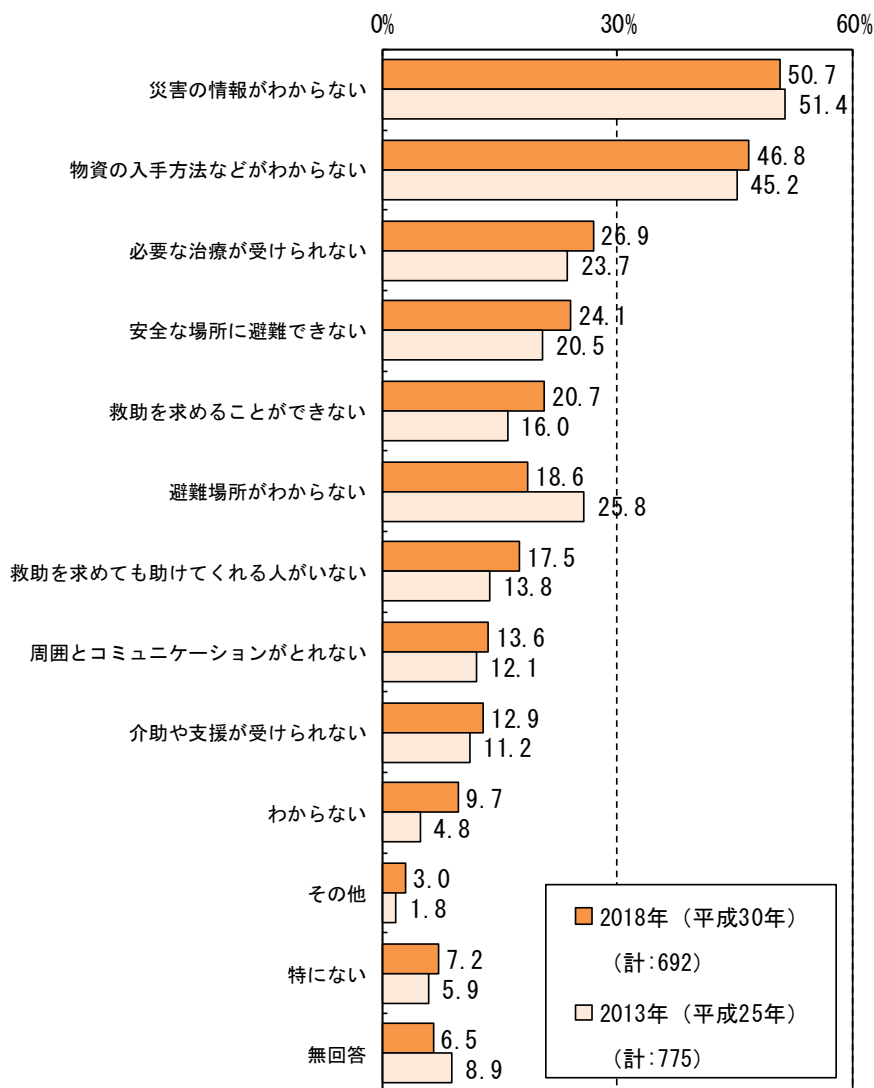
2013年（平成25年）調査と比べて、「文化・スポーツに関する活動」と回答した人の割合が減少しています

⑮ボランティア活動していない理由



ボランティア活動への不参加の理由では、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が43.3%で最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからない」が29.8%、「家事や育児が忙しく、参加する時間が取れない」が15.7%となっています。

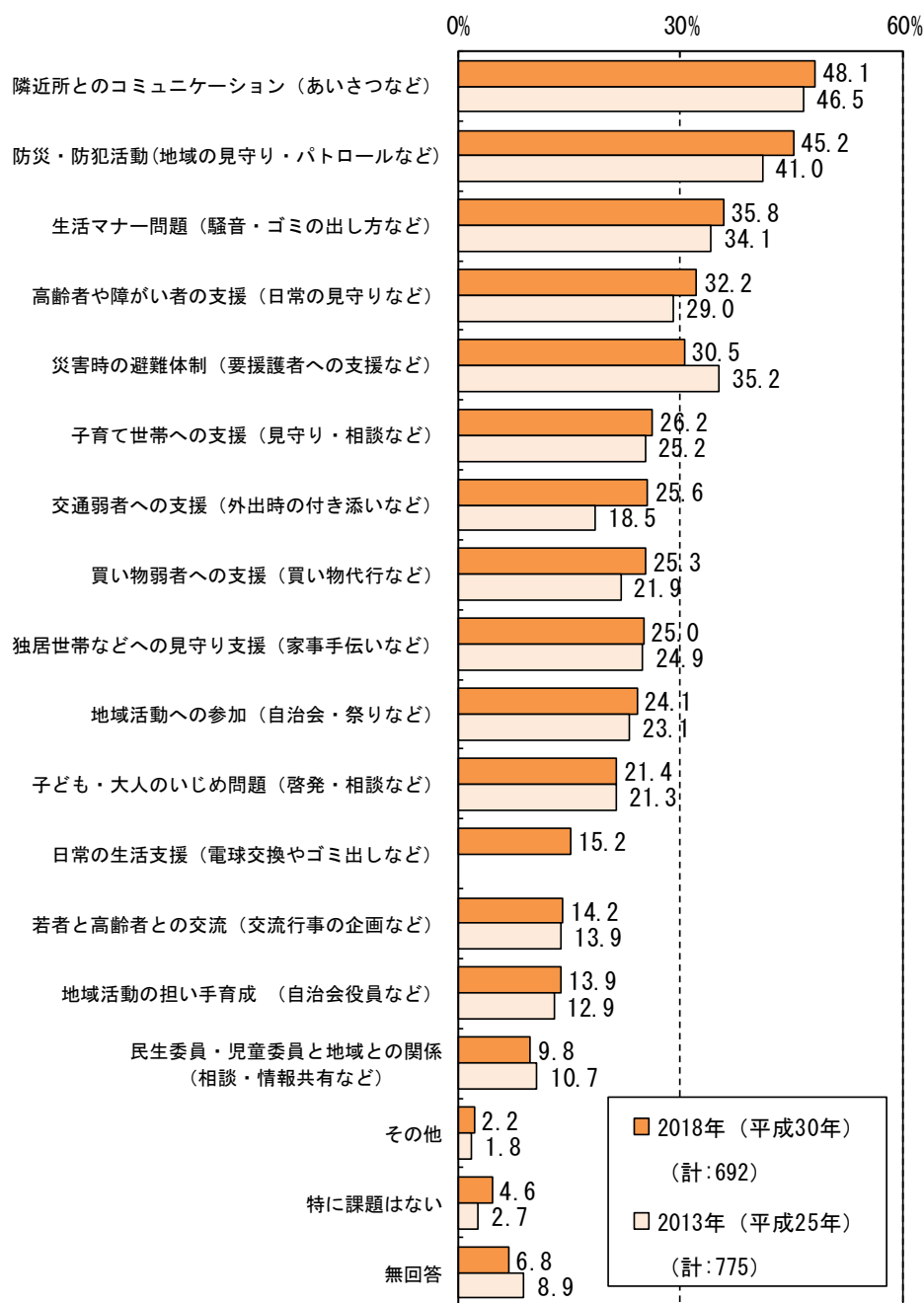
⑩災害発生時に困ること



災害発生時に困ることでは、「災害の情報がわからない」が50.7%と最も多く、次いで「物資の入手方法などがわからない」が46.8%、「必要な治療が受けられない」が26.9%となっています。

2013年（平成25年）調査と比べて、「避難場所がわからない」が減少し、「必要な治療が受けられない」と回答した人の割合が増加しています。

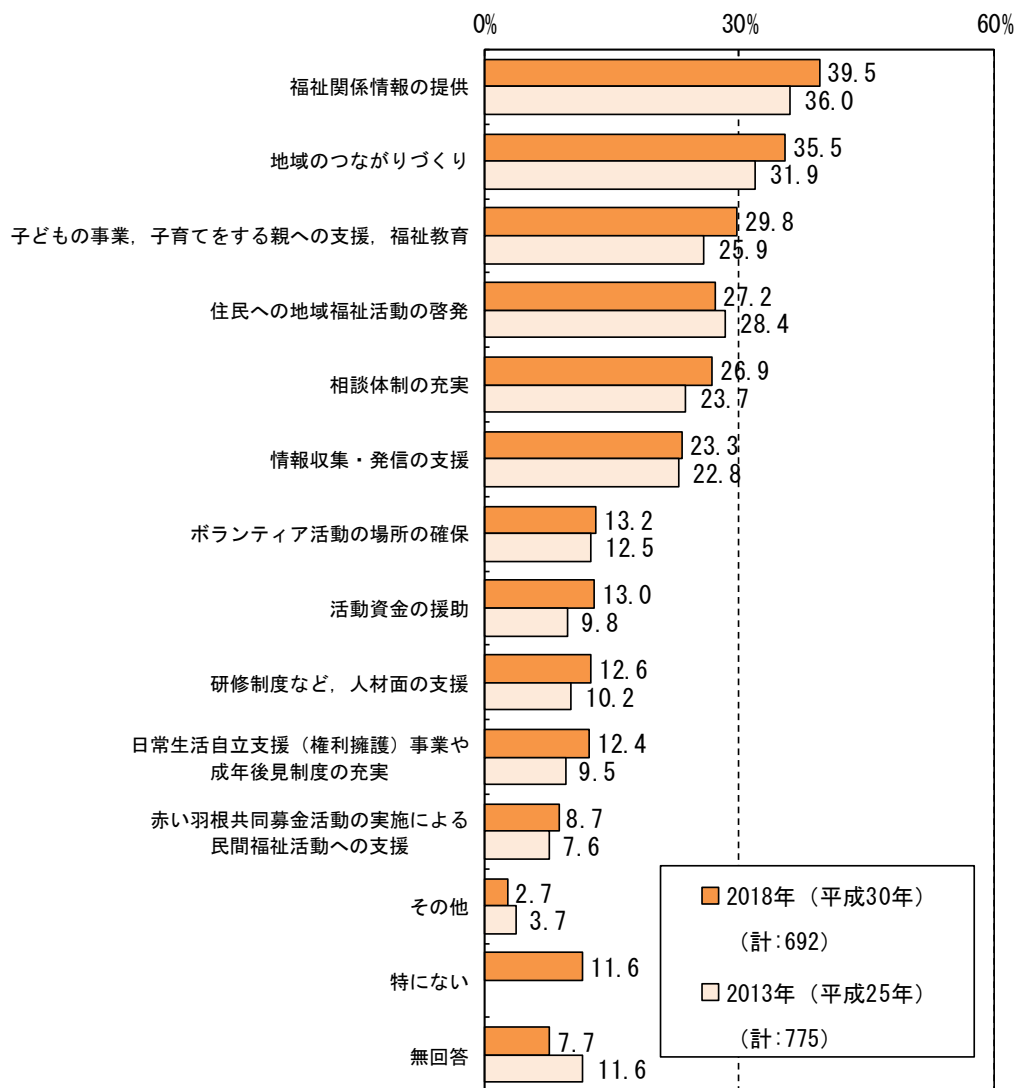
⑰地域で安心して生活するために取り組むべき課題



今後、地域で安心して生活するために取り組むべき課題では、「隣近所とのコミュニケーション (あいさつなど)」が48.1%と最も多く、次いで「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」が45.2%、「生活マナー問題 (騒音・ゴミの出し方など)」が35.8%となっています。

2013年 (平成25年) 調査と比べて、「生活マナー問題 (騒音・ゴミの出し方など)」が上位に挙がっています。また、「買い物弱者への支援 (買い物代行など)」が増加しています。

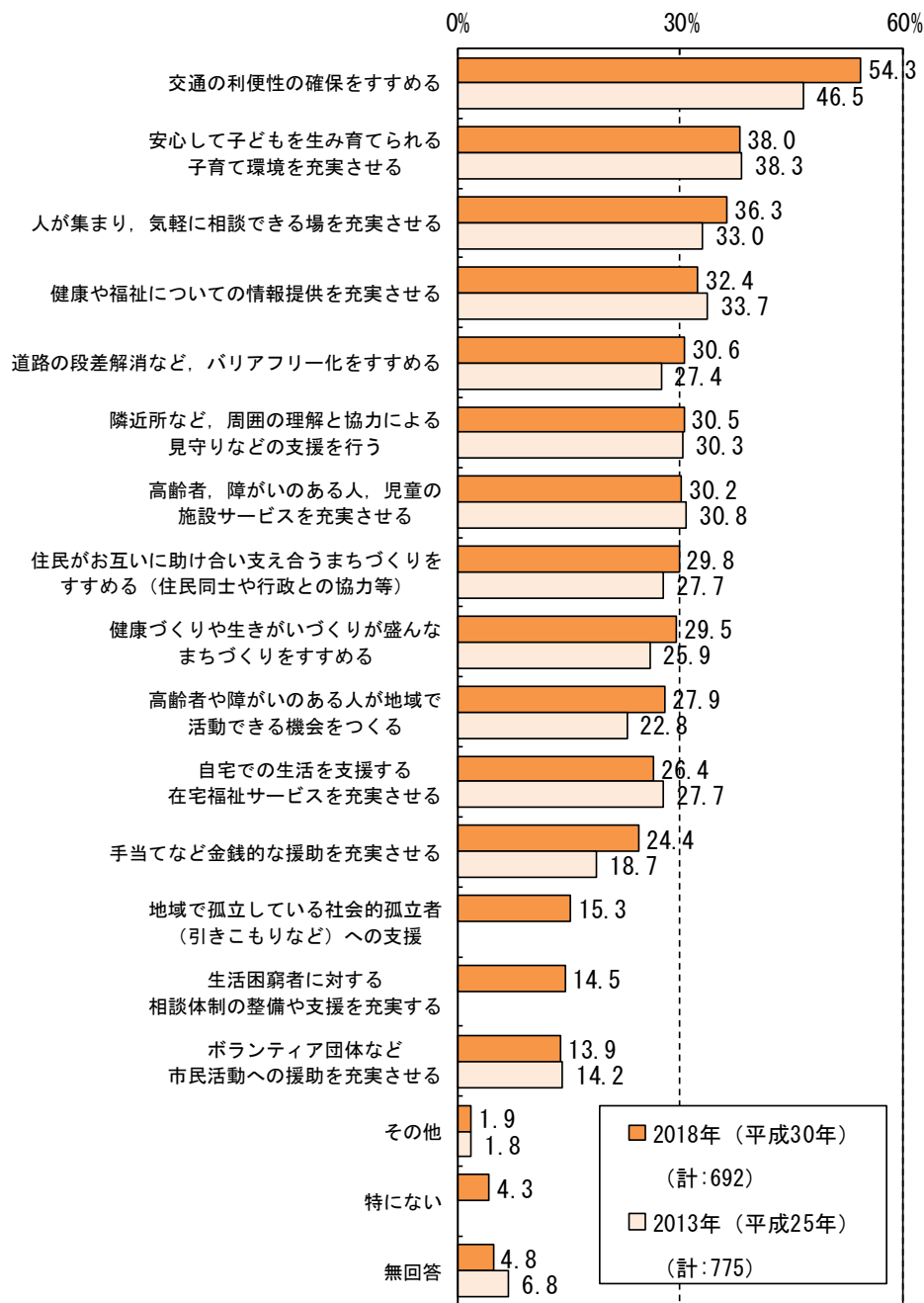
⑱社会福祉協議会に期待すること



社会福祉協議会に期待することでは、「福祉関係情報の提供」が39.5%と最も多く、次いで「地域のつながりづくり」が35.5%、「子どもの事業、子育てをする親への支援、福祉教育」が29.8%となっています。

2013年（平成25年）調査に比べて、「子どもの事業、子育てをする親への支援、福祉教育」と回答した人の割合が増加しています。

⑱ 充実してほしい福祉施策



充実してほしい保健福祉施策では、「交通の利便性の確保をすすめる」が54.3%と最も多く、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が38.0%、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が36.3%となっています。

2013年（平成25年）調査と比べて、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が上位に挙がっています。また、「手当など金銭的な援助を充実させる」が大幅に増加しています。

第2章 地域福祉に関する現状と課題

居住地区別にみると、「E地区」では「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、他の地区では「交通の利便性の確保をすすめる」が最も多くなっています。また、「C地区」では「生活困窮者に対する相談体制の整備や支援を充実する」が他の地区と比べて高くなっています。

年代別にみると、30代では「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、20代、40代以上では「交通の利便性の確保をすすめる」が最も多くあげられています。

■居住地区別・年代別充実してほしい保健福祉施策

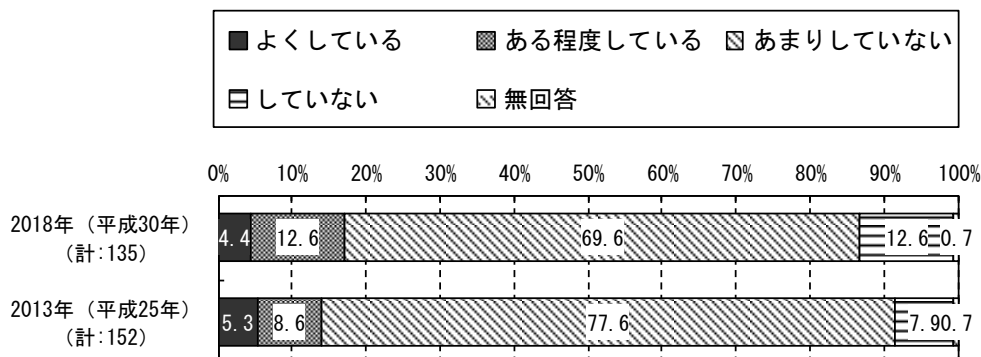
単位：％

	合計（人）	交通の利便性の確保をすすめる	安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる	人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる	隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う	児童の施設サービスを実施させる	高齢者、障がいのある人、高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスを実施させる	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりをすすめる（住民同士や行政との協力等）	盛んなまちづくりをすすめる	健康づくりや生きがいづくりが盛んなまちづくりをすすめる	活動できる機会をつくる	高齢者や障がいのある人が地域でサービスを充実させる	自宅での生活を支援する在宅福祉サービス	手当てなど金銭的な援助を充実させる	地域で孤立している社会的孤立者（引きこもりなど）への支援	充実する生活困窮者に対する相談体制の整備や支援を	援助を充実させるボランティア団体など市民活動への	その他	特になし	無回答
全体	692	54.3	38.0	36.3	32.4	30.6	30.5	30.2	29.8	29.5	27.9	26.4	24.4	15.3	14.5	13.9	1.9	4.3	4.8			
居住地区	A地区	195	62.1	34.4	35.9	33.3	34.9	34.9	31.8	33.3	36.4	29.2	31.3	23.6	15.9	16.9	13.3	3.1	3.1	6.2		
	B地区	119	63.9	32.8	38.7	28.6	31.9	35.3	31.1	31.1	31.1	29.4	26.9	25.2	11.8	11.8	16.0	3.4	4.2	2.5		
	C地区	133	47.4	36.1	30.8	39.1	33.8	27.1	35.3	27.1	24.1	31.6	30.8	27.1	24.8	20.3	16.5	0.8	6.0	6.8		
	D地区	81	44.4	25.9	40.7	27.2	19.8	25.9	27.2	30.9	25.9	22.2	19.8	27.2	11.1	16.0	8.6	1.2	2.5	8.6		
	E地区	160	48.1	54.4	36.9	31.9	27.5	26.9	25.6	26.9	26.3	25.0	20.0	21.3	11.3	6.9	13.1	0.6	5.6	1.3		
年代	20代	56	67.9	58.9	44.6	26.8	46.4	30.4	37.5	37.5	28.6	23.2	21.4	42.9	25.0	14.3	16.1	0.0	1.8	0.0		
	30代	98	52.0	69.4	30.6	29.6	30.6	27.6	37.8	24.5	22.4	21.4	19.4	32.7	12.2	8.2	14.3	0.0	6.1	2.0		
	40代	103	55.3	42.7	32.0	33.0	20.4	29.1	23.3	21.4	24.3	24.3	23.3	28.2	16.5	10.7	8.7	2.9	2.9	2.9		
	50代	126	58.7	38.1	43.7	32.5	42.9	33.3	35.7	30.2	32.5	35.7	33.3	21.4	22.2	25.4	14.3	2.4	3.2	2.4		
	60代	148	54.1	29.1	35.8	39.9	25.7	35.1	31.1	31.8	33.8	23.6	28.4	20.3	12.8	15.5	16.2	1.4	2.7	5.4		
	70代以上	159	46.5	16.4	34.0	28.9	26.4	27.0	22.6	34.0	31.4	34.0	27.7	17.0	9.4	10.7	13.8	3.1	7.5	10.7		

【居住地区】
A地区（小張地区・谷井田地区・三島地区・豊地区）
B地区（板橋地区・東地区）
C地区（小絹地区）
D地区（谷原地区・十和地区・福岡地区）
E地区（みらい平地区）

(2) 13～19 歳市民

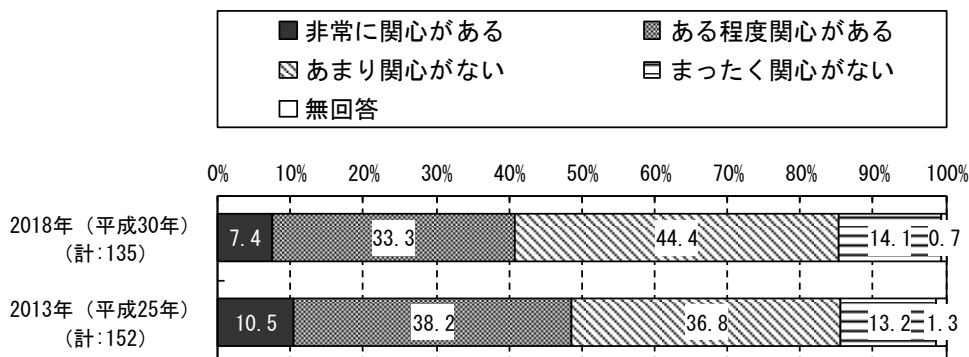
①近所との付き合いの状況



近所との付き合いの状況では、「よくしている」、「ある程度している」を合計すると17.0%となっています。

2013年（平成25年）調査とほぼ同様の傾向ですが、近所との付き合いの状況では、「ある程度している」、「していない」と回答した割合が若干増加しています。

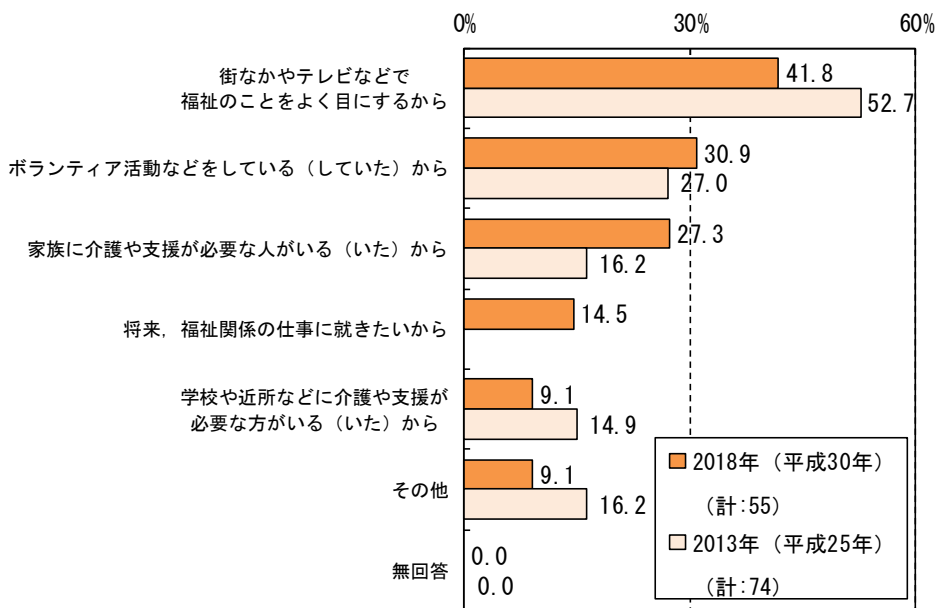
②福祉への関心



福祉への関心では、「非常に興味がある」、「ある程度興味がある」を合計すると40.7%となっています。

2013年（平成25年）調査とほぼ同様の傾向ですが、「非常に興味がある」、「ある程度興味がある」と回答した割合が減少し、「あまり興味がない」、「まったく興味がない」と回答した割合が増加しています。

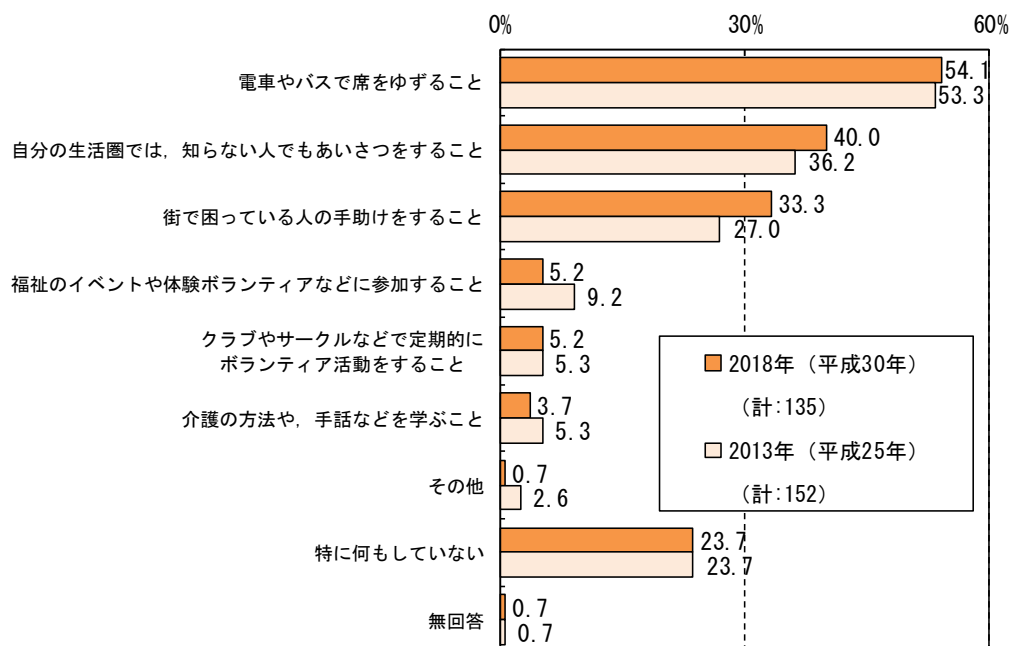
③福祉へ関心を持った理由



福祉へ関心を持った理由は、「街なかやテレビなどで福祉のことをよく目にするから」が41.8%と最も多く、次いで「ボランティア活動などを行っている (していた) から」が30.9%、「家族に介護や支援が必要な人がいる (いた) から」が27.3%となっています。

2013年 (平成25年) 調査と比べて、「ボランティア活動などを行っている (していた) から」、「家族に介護や支援が必要な人がいるから」は増加、一方「街なかやテレビなどで福祉のことをよく目にするから」が減少しています。

④日頃、心がけていること

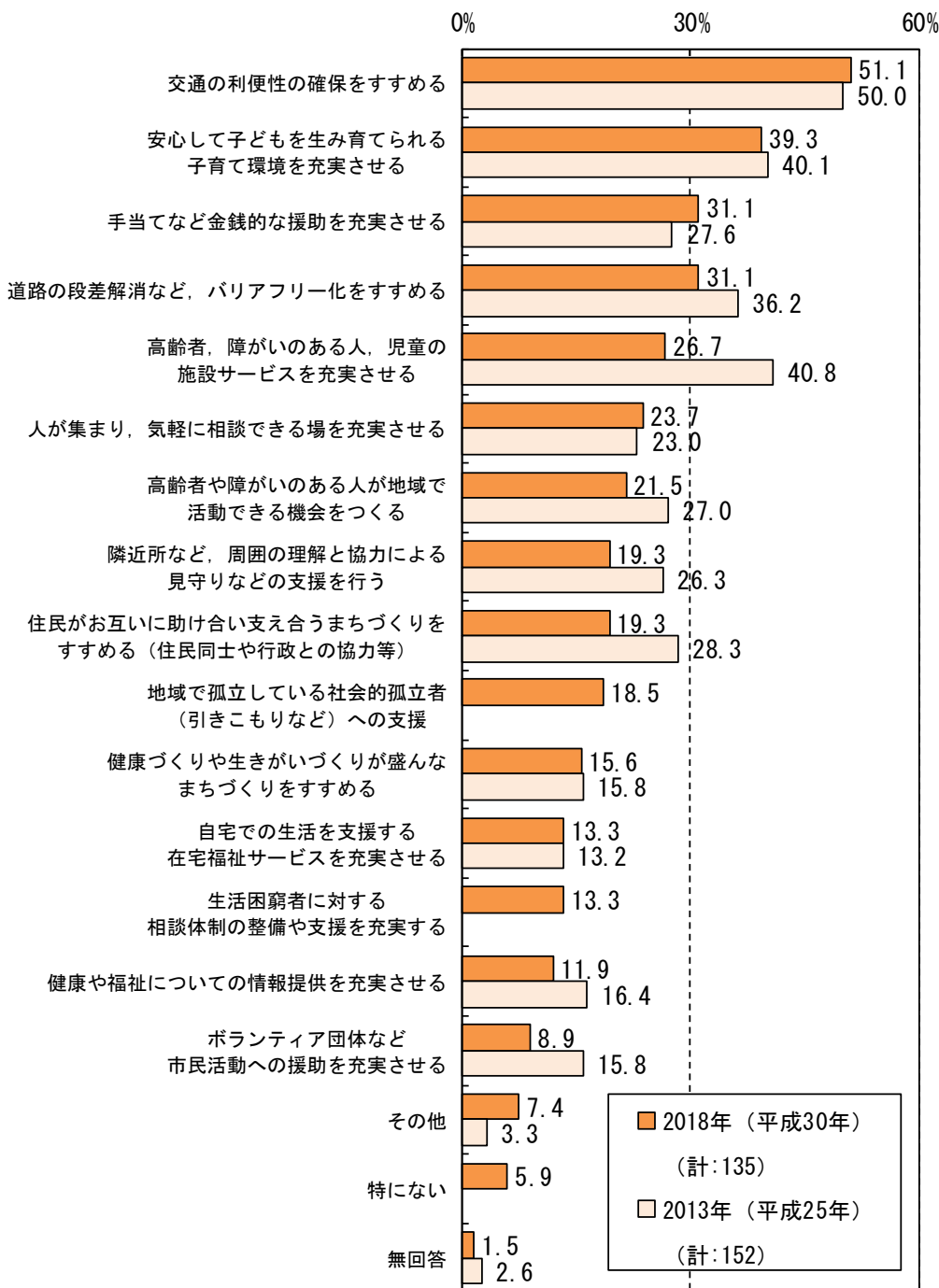


福祉に関して日頃心がけていることでは、「電車やバスで席をゆずること」が54.1%と最も多く、次いで「自分の生活圏では、知らない人でもあいさつをすること」が40.0%、「街で困っている人の手助けをすること」が33.3%となっています。

一方、「福祉のイベントや体験ボランティアなどに参加すること」は減少しています。

2013年（平成25年）調査とほぼ同様の傾向ですが、「電車やバスで席をゆずること」、「自分の生活圏では、知らない人でもあいさつをすること」、「街で困っている人の手助けをすること」と回答した割合が増加しています。

⑤充実してほしい福祉施策

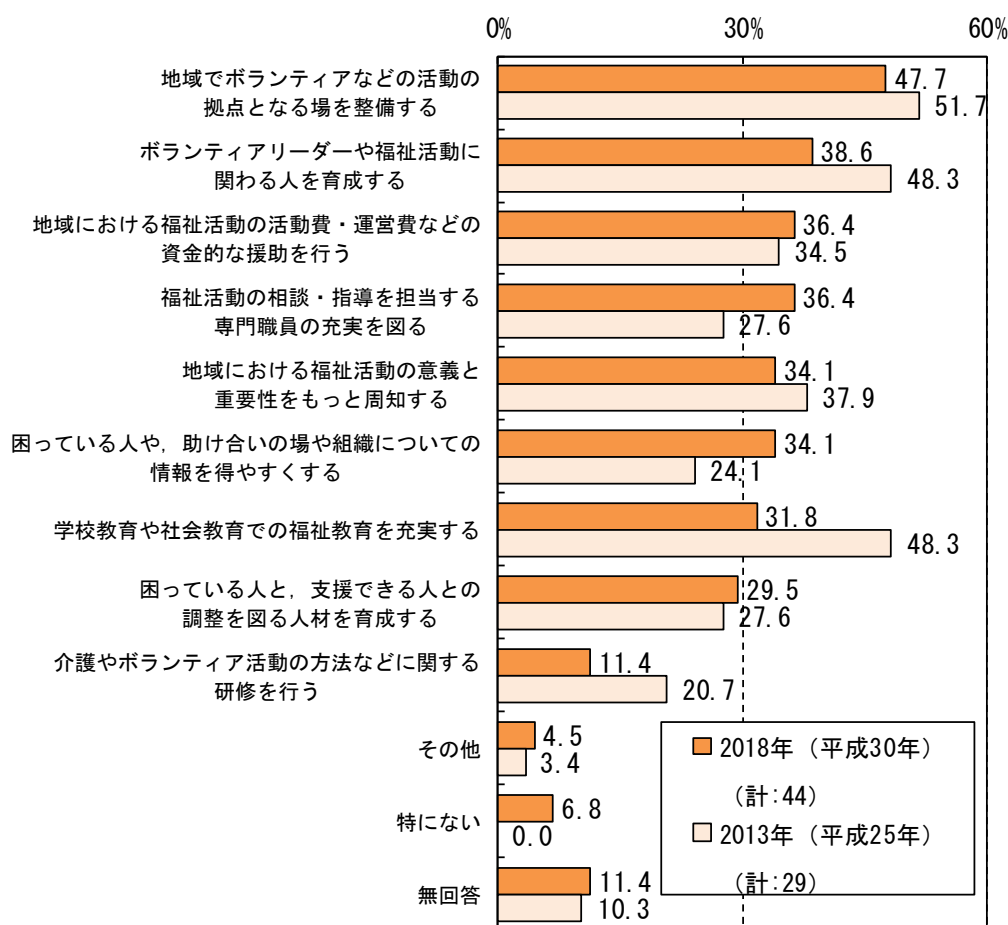


充実してほしい保健福祉施策では、「交通の利便性の確保をすすめる」が51.1%と最も多く、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が39.3%、「手当てなど金銭的な援助を充実させる」が31.1%となっています。

2013年（平成25年）調査に比べて「道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる」、「高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスを充実させる」などの回答が減少しています。

(3) 団体調査

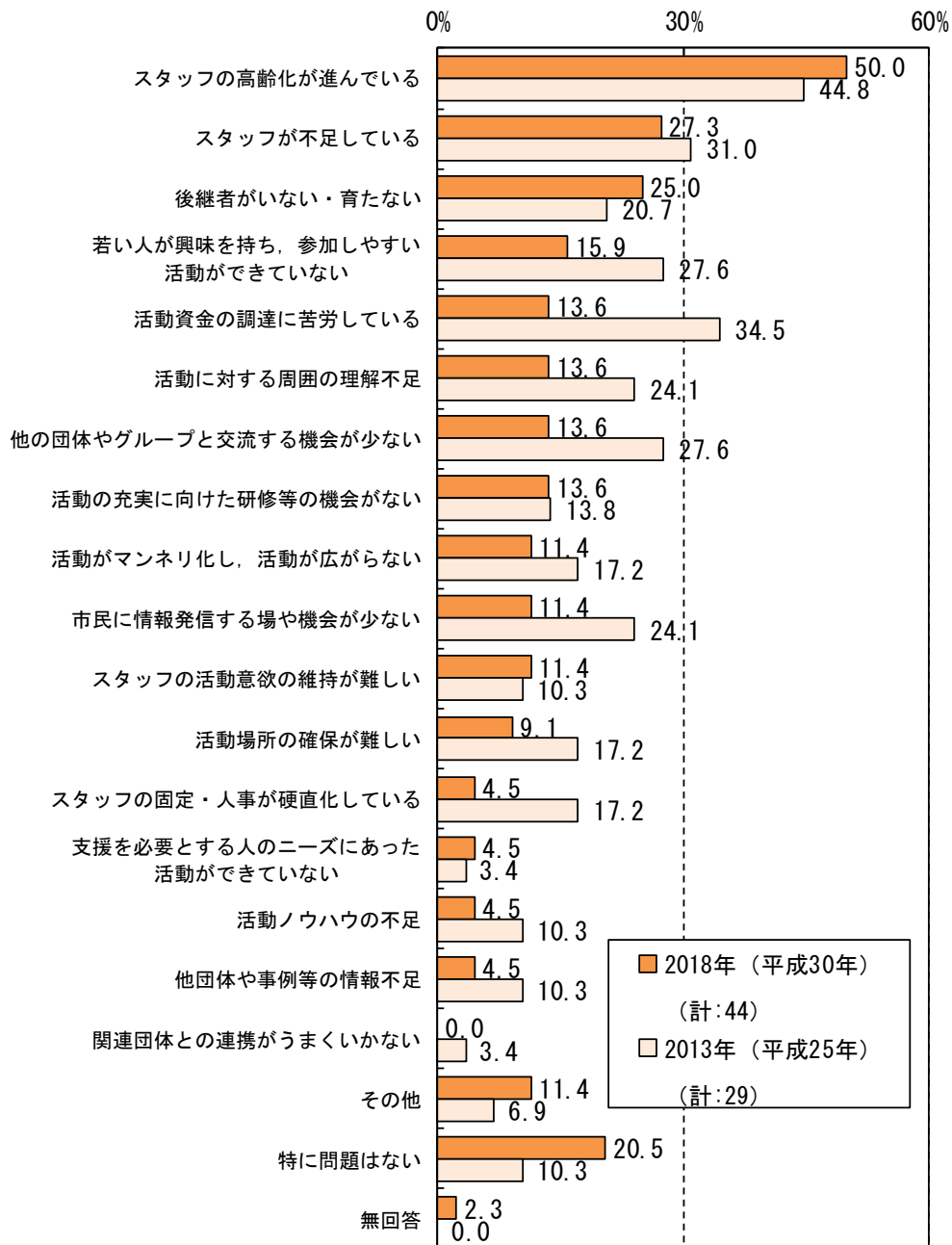
①地域における助け合い、支え活動を活発にするために必要なこと



地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要だと思うことでは、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が47.7%と最も多く、次いで「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が38.6%、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」が36.4%となっています。

2013年(平成25年)調査と比べて、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」、「介護やボランティア活動の方法などに関する研修を行う」と回答した割合が大幅に減少しています。

②団体が活動を行う上での問題点

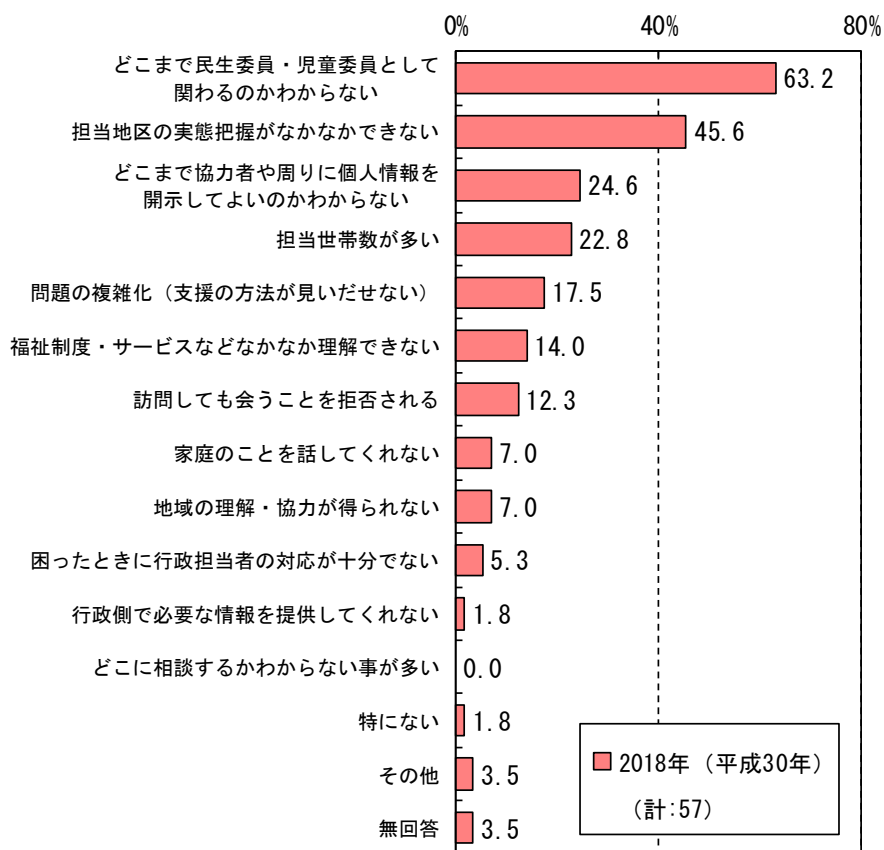


団体が活動を行う上での問題点では、「スタッフの高齢化が進んでいる」、「スタッフが不足している」、「後継者がいない・育たない」が上位にあげられており、人材不足が課題となっています。

2013年（平成25年）調査と比べて、「若い人が興味を持ち、参加しやすい活動ができていない」、「活動資金の調達に苦労している」、「活動に対する周囲の理解不足」、「他の団体やグループと交流する機会が少ない」、「市民に情報発信する場や機会が少ない」、「活動場所の確保が難しい」、「スタッフの固定・人事が硬直化している」と回答した割合が大幅に減少しています。

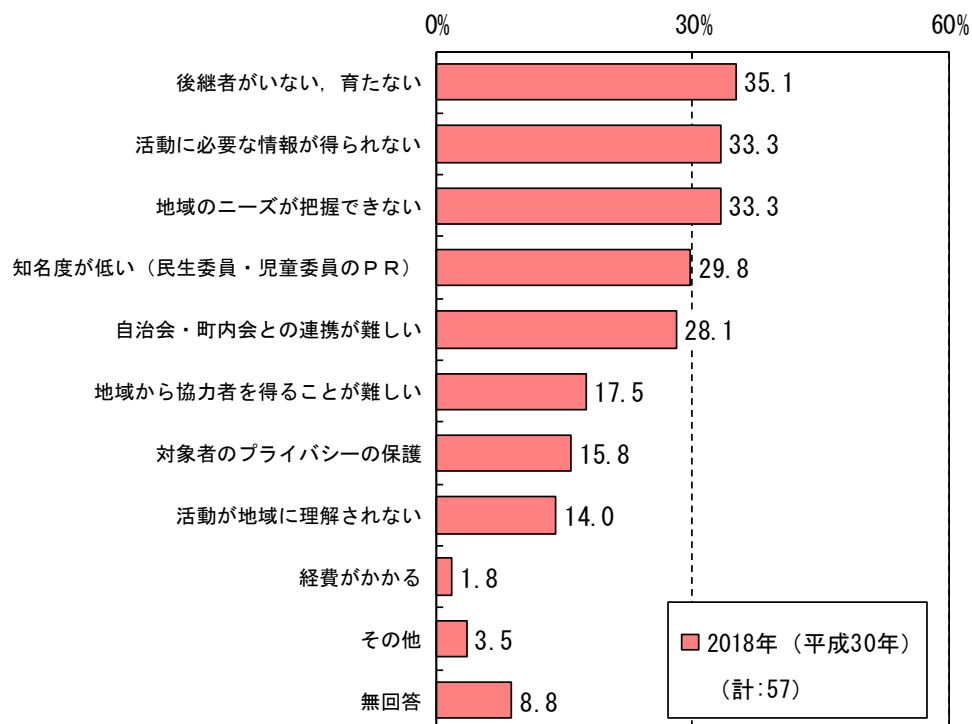
(4) 民生委員・児童委員調査

①活動を行っていくうえで大変と感じること



活動を行っていくうえで大変だと感じることは、「どこまで民生委員・児童委員として関わるのかわからない」が63.2%と最も多く、次いで「担当地区の実態把握がなかなかできない」が45.6%、「どこまで協力者や周りに個人情報を開示してよいのかわからない」が24.6%となっています。

②活動を行ううえでの問題点・課題

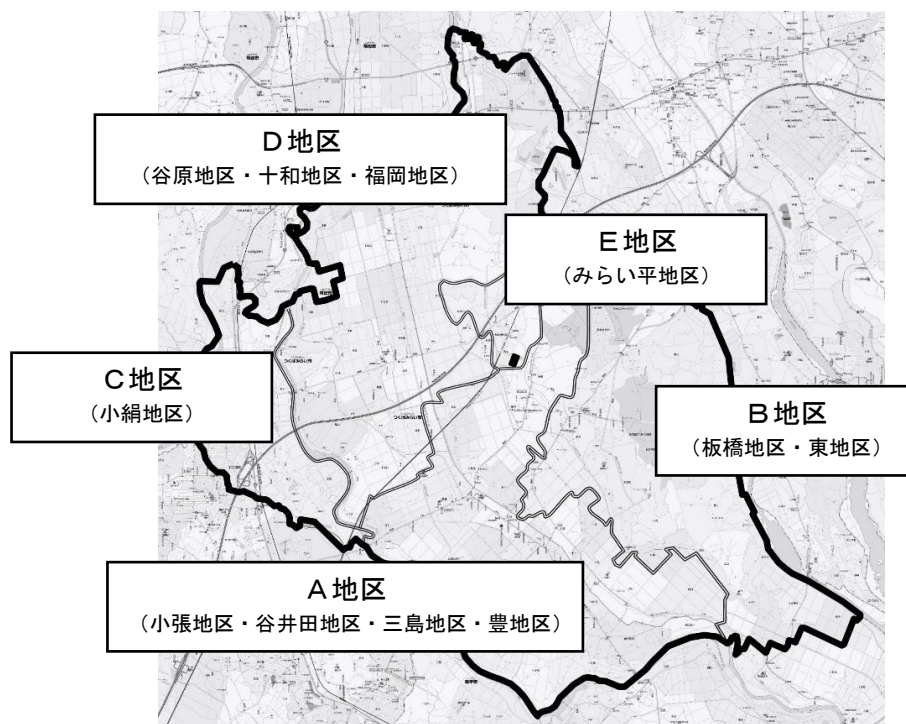


活動を行っていくうえでの問題点・課題は、「後継者がいない、育たない」が35.1%と最も多く、次いで「活動に必要な情報が得られない」、「地域のニーズが把握できない」が同率で33.3%となっています。

5. 地域懇談会結果の概要

地域福祉における懇談会は、「第2次つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画」策定の取り組みのひとつとして、ボランティア、民生委員・児童委員、生活支援体制整備事業における協議体などをはじめ、地域で積極的に活動を展開している市民を対象に、ワークショップ方式により実施しました。

地域懇談会の目的は、市民の視点から地域にある資源や課題を洗い出し、地域の状況を再確認するとともに、さらに、出された意見について、分野ごとに分けることで、課題を洗い出しました。



○実施状況

単位：人

開催日時	地区	会場	出席人数	内訳			
				ボランティア	民生委員	協議体	一般
6月23日	C地区	谷和原公民館	24	6	10	5	3
	D地区	谷和原公民館	6	-	5	1	-
6月30日	A地区	伊奈庁舎	30	4	23	1	2
	B地区	世代ふれあいの館	16	1	13	-	2
7月7日	E地区	カスミ富士見ヶ丘店	15	2	3	4	6

※生活支援体制整備事業における協議体とは…日常生活において支援が必要な高齢者の方が、住み慣れた地域で在宅生活ができるよう、住民主体による身近な地域での助け合い・支え合い活動を推進し、支え上手・支えられ上手の「地域づくり」に取り組む組織です。

第2章 地域福祉に関する現状と課題

(1) 近所付き合いについて

近所付き合いについては、「近所付き合いに関心がない」、「地域との関わりに無関心、助け合いの意識の欠如」といった地域福祉への関心や意識に関する意見や、「新旧住民の交流がない」「世代間の交流の機会が少ない」、「地域の交流の場が少ない」といった交流の機会の減少に関する意見が多く、あいさつや声かけ、地域の行事等の参加促進による世代間交流や転居してきた人との交流などの必要性の意見がでました。

○近所付き合いの希薄化について

- ・閉鎖的なところがある
- ・近所のつながりが薄くなってきた
- ・新旧住民との交流がない

○交流の場について

- ・新旧市民の交流の場がない
- ・祭に若い人の参加が少なく、行事の存続が危ぶまれる
- ・高齢者が集まる場所が少ない

(2) 地域の見守りについて

地域の子どもを見守ることについては、見守りや子どものあいさつが行われているという意見がある一方で、地域によっては「高齢者が増え、付き合いが減ってきた」、「一人暮らし高齢者が増えている」といった意見があげられており、さらなる地域の見守りの参加促進などの必要性を指摘する意見がでました。

○少子高齢化について

- ・一人暮らし高齢者が増えてきた
- ・子どもが少ない
- ・後継ぎ問題で不安を抱えている

○地域の人材について

- ・自治会（もしくはそれに代わるもの）がない
- ・自治会を抜ける人が増えてきた
- ・地域のまとめ役が少ない

(3) 地域の生活環境について

防犯については「空き家が増えている」、「一人暮らし高齢者が増えている」といった意見があげられており、地域全体の安全・安心対策に不安や心配を感じる意見がでました。

また、「車がないと買い物が不便」など日常的な交通手段の確保等を必要とする意見が多くなっています。

○生活環境全般について

- ・ 空き家が増えてきた
- ・ 医療機関がない
- ・ 野生動物が畑を荒らす
- ・ ゴミの分別ができていない

○交通環境について

- ・ 車を運転しないとどこへも行けない
- ・ 外出（買い物や通院等）する際の交通手段がない
- ・ 交通の便（バス）が悪い

○地域懇談会の様子



6. 本計画で取り組むべき課題

本市のアンケート調査などから、地域福祉に関わる課題をまとめました。この課題に基づいて、第3章以降の計画の基本目標を設定しました。

(1) 地域福祉を進める意識づくりや人づくりの必要性

地域福祉活動を推進する上では、福祉に対する理解を深め、福祉の機運を醸成するため、講演会、研修会、広報などにより周知、啓発を行うとともに、地域の教育機関や福祉団体などが連携して福祉教育を推進することが必要です。

また、ボランティア活動は個人の自主性に基づくものであり、その精神はあらゆる地域福祉活動を進めるにあたって重要なものとなります。

アンケート調査ではボランティア活動への参加状況として、参加していると回答した人の割合は、2013年（平成25年）調査と比べて、「参加したことがある」と回答した人の割合が増加しています。

その一方で、ボランティア活動に参加していない理由として、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」、「活動の内容や参加方法がわからない」、「家事や育児が忙しく、参加する時間が取れない」が上位にあげられ、仕事や家事等で参加できないという理由のほか、参加方法がわからないことや情報が行き届いていないことがあげられ、ボランティア活動へのきっかけづくりや情報提供の充実が必要です。

また、団体調査や民生委員・児童委員調査では、地域活動やボランティア活動を積極的に行う人が不足しているなどの懸念する声もあり、今後さらに団体や個人への負担が大きくなっていくことが予想されます。これまで以上に参加者のすそ野を広げ、地域福祉を担う人材を育成することが必要です。

社協においては、ボランティア活動に関する相談、援助、登録、紹介や養成研修、情報提供、普及啓発などの活動が課題となっており、ボランティアセンターの機能を強化し、その役割を果たしていくことが求められています。

(2) 地域のつながりと交流の必要性

地域での顔の見える関係や交流を通じた心のふれあいが少なくなっており、福祉意識が育ちにくい社会になっています。そのような中では、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なく、支え合える関係づくりが難しいといえます。

地域懇談会でも近所付き合いの希薄化や交流の機会が減少しているなどの意見も多く、地域本来が持っている相互扶助の機能の低下が懸念されています。

また、アンケート調査では、近所との付き合いの状況で、2013年（平成25年）調査と比べて、「よくしている」「ある程度している」と回答した割合が減少し、「あまりしていない」「していない」と回答した割合が増加しています。その一方で近所との関わりについての考えでは、2013年（平成25年）調査と比べ、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」、「地域での活動は協力して行いたい」と回答した人の割合が増加しており、近所付き合いの重要性は高まっています。

さらに、13～19歳市民向けアンケート調査では、福祉への関心で、2013年（平成25年）調査と比べて、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合が減少し、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」と回答した割合が増加しています。

こうしたことから市民一人ひとりに対して、地域福祉の心のさらなる醸成を図るとともに、交流できる場や地域の支え合いのきっかけづくりが必要となっています。

(3) 誰もが安心・安全に生活できる地域づくりの必要性

アンケート調査結果では充実してほしい福祉施策として、居住地区別にみると、「E地区」では「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」、他の地区では「交通の利便性の確保をすすめる」が最も多くなっています。また、「C地区」では「生活困窮者に対する相談体制の整備や支援を充実する」が他の地区と比べて高くなっています。

本市においては、地区によって高齢化で小規模化する行政区も出始め、コミュニティ機能の低下が懸念されます。また、地区によっては、高齢化の進展による交通弱者が増えているため、交通の手段の確保といった課題についても検討が必要になっています。

また、高齢化の進行と併せて避難行動要支援者が増えることが予想されます。行政からの支援に加えて地域福祉の考え方を取り入れた防災力の強化が重要になります。

併せて、一人暮らしの高齢者や子どもを狙った犯罪も発生し、防犯の取り組みも求められ、未然防止のための防犯パトロールやボランティアをはじめ、地域の見守り活動を中心とした、住民が主体となる防犯対策が必要になっています。

【居住地区】

A地区（小張地区・谷井田地区・三島地区・豊地区）
 B地区（板橋地区・東地区）
 C地区（小絹地区）
 D地区（谷原地区・十和地区・福岡地区）
 E地区（みらい平地区）

(4) 総合相談・支援体制の確立の必要性

アンケート調査では、福祉や健康に関する情報の入手状況で、2013年（平成25年）調査と比べて、「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」と回答した人の割合は減少しています。

少子高齢化、核家族化の進行により、地域との関係を築けない市民が増えています。子育て中の親、一人暮らしの高齢者など支援を必要とする地域住民のニーズは多岐にわたっています。行政ではそれらに対応するため、多様な相談業務を展開していますが、複雑なニーズを持つ地域住民には、相談窓口の情報が伝わりにくい状態にあります。

行政をはじめ、民生委員・児童委員や自治会などでは、地域の現状を把握するための働きかけを行っていますが、個人情報保護に配慮する必要があるため、関係者のより一層の連携が必要な状況です。

これらの問題を解決するために、相談支援体制や個人情報の保護といった、これまでの枠にとらわれず、関係する部署や専門機関との連携を強化し、地域と一体となった総合的な相談支援体制を確立する必要があります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第1次計画では「地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支え合い、適切なサービスを受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

そのため、すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるように、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支え合う地域づくりを目指します。

本市の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取り組みなどを踏まえ、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、第1次計画の基本理念を踏襲し、「地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり」を掲げます。

2. 基本目標

基本理念を実現するために、目指すまちの姿を以下のように整理し、計画の基本目標とします。

【基本目標1】 地域福祉推進体制づくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

すべての市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、あらゆる場面で地域福祉の意識啓発を推進します。

また、地域社会において、市民同士のつながりの変化や高齢化、過疎化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに助け合い、支え合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気がつける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

施策の方向性

1. 地域福祉の意識づくり
2. 地域福祉活動の担い手の育成
3. 地域活動・ボランティア活動等の充実

【基本目標2】 ふれあい・支えあいづくり

アンケート調査によると、地域のために何かをしたいと思っても、仕事や家庭のことが忙しく地域のことに時間を取れない人、地域とのつながりを苦手とする人やわずらわしいと思う人がいる一方で、近所付き合いや地域のつながりの必要性を感じている人が大半を占めていることがわかりました。

住民同士の結びつきが強く、日頃から声かけや見守りがなされている地域では犯罪が起こりにくく、近年多発する大規模地震や自然災害に備えることも含め、人と人が支え合い・助け合うことができる地域となるよう、地域交流を促進します。

また、日常生活でのあいさつや声かけを行うなど地域ぐるみの見守り体制の構築や緊急時に備えた防災訓練等を行い、支え合いの体制をつくります。

さらに、関係機関・団体間の連携を密にし、総合的に地域福祉を推進します。

施策の方向性

1. 地域の見守り活動や交流活動の促進
2. 防犯・防災体制の強化
3. 関係組織の連携

【基本目標3】 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

地域において福祉サービスや支援を必要とする人の相談体制の充実を図るとともに、多様なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進します。

市民が住み慣れた地域で、安心な暮らしを享受できるよう、保健・医療・福祉など各種福祉サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が各種サービスを安心して利用できるように、総合的にサービスを提供できる地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

施策の方向性

1. 総合的な情報提供と相談体制の充実
2. 権利擁護などの推進体制の充実
3. 支援が必要な人への福祉サービスの充実

権利擁護とは…自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、必要な福祉サービスを選んだり、利用するための手続きや契約を結んだり、日常的な金銭管理などを支援すること。

基本理念

地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本目標

施策の方向性と今後の取り組み

基本目標1 地域福祉推進体制づくり	1. 地域福祉の意識づくり	(1) 学校や地域における福祉教育の充実 (2) 広報・啓発活動の充実		
	2. 地域福祉活動の担い手の育成	(1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 (2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり		
	3. 地域活動・ボランティア活動等の充実	(1) 地域活動やボランティア活動への支援 (2) 地域活動組織の活性化		
	基本目標2 ふれあい・支えあいづくり	1. 地域の見守り活動や交流活動の促進	(1) 見守り体制の充実 (2) 世代間交流の推進	
		2. 防犯・防災体制の強化	(1) 地域で取り組む防犯体制づくり (2) 災害時における地域防災体制づくり	
		3. 関係組織の連携	(1) 地域包括ケアシステムの充実 (2) 社会福祉協議会などの活動促進	
		基本目標3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり	1. 総合的な情報提供と相談体制の充実	(1) 総合的な情報提供の充実 (2) 相談支援体制の充実
			2. 権利擁護などの推進体制の充実	(1) 権利擁護や成年後見制度の周知・啓発
			3. 支援が必要な人への福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの充実 (2) 生活困窮者の支援 (3) 虐待等の早期発見・早期対応

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉推進体制づくり

施策の方向 1. 地域福祉の意識づくり

【現状と課題】

核家族化などの家族形態の多様化や生活習慣の変化が進む中、地域社会での交流が減ってきており、人と人とのふれあいを通して思いやりやいたわりといった互いを思いあう心を育む機会もまた、少なくなっています。

本市は、みらい平地区ではつくばエクスプレスの開業に伴い、駅周辺のマンション開発などが進み、人口が増加している一方で、新旧住民との交流がないことなどの問題を抱えています。

子ども、高齢者、障がい者などすべての人が安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、地域住民同士で協力しあう地域福祉の意識啓発が必要となっています。

【今後の取り組み】

(1) 学校や地域における福祉教育の充実

福祉教育や各種講座の開催、ボランティア活動の推進、交流会の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行います。

また、地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉の活動に活かすことができるよう、各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めます。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するように心がけましょう。
- ・高齢者や障がい者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょう。

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉推進体制づくり



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・小・中学校からの福祉教育を推進します。
- ・生涯学習の場等を活用し、あらゆる機会を通じて福祉教育を推進します。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・社会福祉事業・福祉団体活動・ボランティア活動等、様々な福祉活動を紹介します。
- ・車いすの貸し出しや高齢者疑似体験など各種講座・教室を行うなど、各学校や地域における福祉教育活動に協力します。

【具体的事業】

福祉移動教室（インスタントシニア体験含む）					
事業内容	地域、学校に出向き児童・生徒、地域住民を対象に各種事業を通して、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の実践・社会連帯の精神を養成します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	
教室体験者数（人）	150	150	150	175	175

(2) 広報・啓発活動の充実

広報紙やホームページなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動の充実に努めるとともに、市や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関するコーナーの設置など、より多くの市民が福祉に接する機会づくりに努めます。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・日常生活において、地域の出来事に関心を持つように心がけましょう。
- ・広報やホームページ、回覧板などに目を通すように心がけましょう。
- ・市や各種団体からの情報を、周囲の人や情報が行き届きにくい人にも伝え、地域のなかで情報を共有しましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・「広報 つくばみらい」やホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用し、地域福祉推進に関わる情報、地域の取り組み状況等を掲載することにより、わかりやすく親しみやすい情報提供を図ります。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・「社協だより Let's go つくばみらい」やホームページなどを活用し、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発活動を図るとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。

【具体的事業】

広報啓発活動（社協だより・HP）					
事業内容	広報紙社協だより「Let's go つくばみらい」隔月発行（年6回）と、ホームページ作成、更新において社会福祉協議会の情報、福祉の情報、ボランティア市民活動等の情報を幅広く掲載し、情報の提供を行っています。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			➔	

SNSの積極的活用					
事業内容	SNS（フェイスブック、ツイッター）の活用により、幅広い方に、社協や関係機関などの取り組みなどの情報を発信します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			➔	

施策の方向 2. 地域福祉活動の担い手の育成

地域福祉活動においては、地域住民がボランティアとして参加しており、そのような方々の力で活動が支えられています。このことから言えるように、地域福祉の取り組みを進めるうえで、ボランティアの力は必要不可欠です。

しかし、地域の現場においては、担い手がないという実態が見られます。地域福祉活動におけるボランティアの意義を広く啓発するとともに、新しい方が活動に参加しやすい環境づくりに取り組むなど、地域の特性を生かした工夫を図ることが必要です。

【今後の取り組み】

(1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かすことができるよう、社協をはじめとした各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めます。

定年退職を機に、地域に活躍の場を求める人の豊かな知識や経験を活かし、地域活動やボランティア活動の推進を図るとともに、地域組織の活性化を支援するなど、誰もが積極的に活動しやすい環境づくりを推進します。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・趣味や経験を活かして、地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・一人ひとりが高い意識を持ち、積極的に行事に参加したり、進んで役員を引き受けたりするように心がけましょう。
- ・子どものころから地域活動やボランティア活動を体験しましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・市民の豊かな知識や経験、技術を地域活動に活かす場を設けます。
- ・子どものころから地域で活躍するリーダーの育成を目指します



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・知識や経験、すぐれた能力を有する人材のボランティア市民活動センターへの登録を促します。
- ・地域で活躍するボランティア活動のリーダー育成に努めます。
- ・きっかけづくりとなるボランティア体験の場をつくります。
- ・関係機関・団体が行うボランティア活動等を支援します。

【具体的事業】

ボランティア入門講座					
事業内容	福祉分野に限らず、様々な分野で様々な活動を積極的に取り組んでいる方々をゲストに話を聞き、受講者のボランティア活動のきっかけをつくります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→		継続・実施	→	
受講者数（人）	25	25	25	35	35

ワークキャンプ					
事業内容	児童・生徒が体験学習を通して社会福祉やボランティアについての理解を深め、社会性と自立性を培います。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→		継続・実施	→	
参加者数（人）	15	15	15	20	20

介護支援ポイント事業 新規					
事業内容	地域支援事業として、65歳以上の方が市内の介護施設において介護支援活動を行い、積極的に社会参加することで、地域貢献を行うとともに自発的な介護予防を促進する。介護支援活動を行ったときは、1時間1ポイントを付与し、1ポイント100円で10ポイント以上から交付金として転換することができる。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→		継続・実施	→	
利用者数（人）	25	27	30	32	35

(2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人(担い手)と各種団体や機関を結びつけるコーディネートを行います。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・自分の住む地域でどのようなボランティア活動が行われているか調べてみましょう。
- ・地域活動やボランティア活動を体験してみましょう。
- ・自分に合った地域活動やボランティアに参加しましょう。
- ・隣近所で、地域行事への参加を呼びかけ、誘いあいましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図るとともに、ボランティア市民活動センターとの連携を図ります。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・ボランティア市民活動センターの取り組みや活動内容について周知を図ります。
- ・ボランティア市民活動センターにおいて、ボランティアの登録・紹介・斡旋など機能の充実を図ります。
- ・ボランティア同士の交流や情報交換等の機能の充実を図ります。

【具体的事業】

ボランティア市民活動センター					
事業内容	地域住民のボランティア活動に限らず、幅広くNPOも含めた市民活動・当事者活動などとの協働、支援体制の整備に努めます。また、誰でも、いつでも、どこでも気軽に活動に参加できる環境、機会づくりを提供します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			➔	

施策の方向 3. 地域活動・ボランティア活動等の充実

【現状と課題】

地域福祉を推進するうえで、地域に根ざした活動やボランティア活動などを行っている市民・団体は貴重な存在であり、その活動を支援することが必要です。

地域のことや各種団体の活動内容等の情報を発信することにより、地域活動やボランティアへの関心を高め、市民の参加を促すことが必要です。

【今後の取り組み】

(1) 地域活動やボランティア活動への支援

地域のことや各種団体の活動内容等の情報を発信することにより、地域活動やボランティアへの関心を高め、市民の参加を促すとともに、活動の活性化についても支援します。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- ・地域のなかで活動する団体と積極的に交流を図りましょう。
- ・ボランティア市民活動センターを活用しましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・地域のことや各種団体に関する様々な情報提供、広報活動の充実に努めます。
- ・社会福祉協議会を通じてボランティア団体の育成・支援を行います。
- ・ボランティア市民活動センターの運営を支援します。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・ボランティア市民活動センターの機能を強化し、地域活動やボランティア活動を支援します。
- ・ボランティア市民活動センターの取り組みや活動内容について周知を図ります。
- ・ボランティア活動に関する様々な講座や研修会等を開催します。
- ・ボランティアの担い手側と受け手側のニーズをつなぐコーディネートに努めます。

【具体的事業】

ボランティア・市民活動応援助成事業					
事業内容	福祉的課題に取り組むボランティア・市民活動団体などに対し、支援を行い、地域福祉活動の実現・拡充を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

(2) 地域活動組織の活性化

近年、身近な地域活動組織である自治会、高年クラブ、子ども会などに取り組むメンバーの高齢化や担い手の育成などが課題として挙げられています。自治会、高年クラブ、子ども会などの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・自治会や高年クラブ、子ども会などの活動について関心を持ちましょう。
- ・自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話しあいの機会を持ちましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・自治会の育成や活動の支援を図ります。
- ・高年クラブや子ども会などの活動を支援します。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・研修会や情報交換会等を開催し、地域活動組織の活性化を図ります。
- ・様々な地域活動組織などの活動を周知し、積極的な参加を促します。

【具体的事業】

社会福祉大会					
事業内容	5年ごとに福祉大会を行い、日頃、福祉に精通している方々を表彰し、講演会を実施し、つくばみらい市の福祉の増進を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	-	-	-	-	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">実施</div>

基本目標2 ふれあい・支えあいづくり

施策の方向 1. 地域の見守り活動や交流活動の促進

【現状と課題】

制度的な福祉サービスや支援に加え、隣近所や地域での支えあい、助けあいの仕組みをつくり、困っている人を支えていく地域福祉活動が必要です。

また、地域の中で誰もが安心して暮らせるよう、単身世帯の急病などの異常を察知したり、犯罪や事故を未然に防げるよう、地域ぐるみの見守りが大切です。

さらに、地域住民同士のつながりが薄れ、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。そのため、地域の団体等と連携したふれあいいきいきサロンや子育て支援室の実施により交流機会の提供を行ってきました。今後は若い世代を含め、より多くの人に参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。

【今後の取り組み】

(1) 見守り体制の充実

子ども、高齢者、障がい者などが安心して地域で生活を営めるよう、ふれあい定期便をはじめ、地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。

各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員などと連携して、適切なサービスにつなげていきます。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう。
- ・近隣に対して心配りをするようにし、回覧板をまわす時などに声をかけあいましょう。
- ・見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちましょう。
- ・子どもには登下校の時だけでなく、いつも見守り、声かけをしましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・地域と各種事業者での見守り、声かけ活動を支援します。
- ・個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを支援します。

第4章 施策の展開

基本目標2 ふれあい・支えあいづくり



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・社会福祉協議会を中心としてふれあい定期便等、様々な地域福祉活動のなかで、見守りや声かけを進めます。
- ・関係機関・団体と連携し、見守りネットワークづくりを図ります。

【具体的事業】

ふれあい定期便事業					
事業内容	在宅の一人暮らし高齢者を訪問し、定期的に乳製品を配達し、安否の確認を行うとともに、孤独感の解消を図り、高齢者の福祉の増進を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

ふれあいいきいきサロン事業					
事業内容	地域における要援護者や外出の少ない方等を中心として、地域の住民及びボランティアが共働することにより、仲間づくりを通じて生きがいと地域の支える力を高め、要援護者等の介護予防に努めます。 また、子育て中の母親、障がい児などが気軽に集まれる場所を確保し、引きこもり等の予防に努めます。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	
サロン開催場所数（ヶ所）	45	47	50	52	55

小地域会食サービス事業					
事業内容	地域の住民及びボランティアが主体となり、高齢者が気軽に集まれる場所を確保するとともに食事を通して交流を行うことにより、地域で支え合う力を高めます。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	
会食会開催場所数（ヶ所）	4	4	5	6	7

配食サービス事業					
事業内容	75歳以上の生活支援が必要な在宅のひとり暮らし高齢者等に定期的に食事を提供することにより、食生活の安定と健康維持に寄与し、高齢者福祉の増進を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

おせち弁当配布事業					
事業内容	配食サービスを利用している75歳以上のひとり暮らし高齢者の方に年末の安否確認を兼ね、おせち弁当を配布します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

お達者クラブ事業					
事業内容	市内在住の60歳以上の高齢者に対し、身体機能の低下や認知症等の予防及び引きこもり防止の為にレクリエーションを行い、健康推進を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	
年間延利用者数(人)	1,200	1,210	1,220	1,230	1,240

サンタが街にやってくる事業					
事業内容	サンタクロースに扮したボランティアがプレゼントを届けることで子どもたちにサンタクロースに会える喜びを体験してもらい、子どもに豊かな感性や家庭での夢のある子育てに貢献します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

(2) 世代間交流の推進

保育所や幼稚園，小中学校における各種の行事等をとおして，地域の人や高齢者，障がい者などとの交流の場を設け，交流やふれあいを促進します。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し，交流を深めるとともに若い世代に継承していきましょう。
- ・子ども会と高年クラブの活動の合同実施や，地域行事や保育所，幼稚園，学校で高齢者と子どもが交流できる機会に参加しましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・高齢者の知識や経験，技能等を活かし，子どもたちに伝統的な遊び，郷土芸能等を伝承する活動を実施します。
- ・子どもが保育所や児童館等で高齢者と交流するふれあい事業を実施します。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・子どもから高齢者まで世代間の交流が図れる事業を展開します。
- ・中学校に各種事業を通して世代間交流を推進するよう，働きかけます。

【具体的事業】

社協まつり（さくら祭り含む）の開催					
事業内容	社協まつりの開催により，地域福祉・ボランティア活動に対する関心を高め積極的な活動・参加を促進し，参加者相互の研鑽・交流及び地域住民への啓発を目的に開催します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			➔	

プラチナ世代地域参加事業					
事業内容	団塊の世代がこれまで培ってきた豊かな経験，能力，ノウハウを地域社会で活かしていくための機会，参画，仲間作り等を団塊の世代自ら考え，地域に根ざした「セカンドライフ」を作ることを目的としています。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			➔	
受講者数（人）	20	20	25	30	30

施策の方向 2. 防犯・防災体制の強化

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人を狙った消費者犯罪や詐欺犯罪の増加、子どもが犯罪の被害にあう危険な状況もあることから、安心して、安全に暮らせるまちづくりは、地域住民だけにとっても重要な課題となっています。

また、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、子ども、高齢者、障がい者などすべての人が利用しやすい施設になるようなバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める必要があります。

災害時の支援活動を円滑に進めるためには、平常時における備えの充実を図っていくことが求められています。

地震等の大規模災害が発生した際には、道路交通の寸断や同時多発する火災等により、市や消防による支援が困難となる可能性があるため、地域における防災体制づくりが重要です。

【今後の取り組み】

(1) 地域で取り組む防犯体制づくり

安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。

また、防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

さらに、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・子どもや高齢者にもわかりやすい方法で防犯を呼びかけていきましょう。
- ・子どもたちの登下校時には、見守りを行うようにしましょう。
- ・近隣の高齢者や障がい者と常時交流を持ち、不審者の出入りに注意するようしましょう。
- ・子どもが地域で安心して遊べるよう見守りも行いましょう。
- ・防犯ボランティアなどの自主防犯組織に参加しましょう。

第4章 施策の展開

基本目標2 ふれあい・支えあいづくり



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・防犯に関する情報を発信し、防犯意識の高揚を図ります。
- ・自主防犯パトロール隊を支援し、登下校をはじめとする子どもの見守り活動を推進します。
- ・地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、「こどもを守る110番の家」を充実します。
- ・高齢者を狙った悪質商法等の被害防止のため、警察署、関係団体・関係機関との連携を強化します。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・社会福祉協議会を中心に防犯に関する意識の高揚を図ります。
- ・登下校をはじめとする子どもの見守り活動を行政と協力して推進します。
- ・高齢者の消費者被害相談や被害防止のための啓発活動を実施します。

【具体的事業】

防犯散歩ボランティア（スクールガード）					
事業内容	地域住民が区内を散歩（パトロール）することにより、犯罪の抑止効果が期待でき、安心感を持って暮らせる安全な街づくりを推進します。 またあいさつを通して住民相互のコミュニケーションを深めます。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→		継続・実施	→	
登録者数（人）	150	155	160	165	170

(2) 災害時における地域防災体制づくり

地域のつながりを含めた災害時の対策が重要視されており、災害に対する地域での準備をはじめ、いざという時に支援が必要な方の把握や支援方法の確立は、急務となっています。そのため、防災意識の醸成を図るとともに、災害時・緊急時に住民同士が助け合い、支え合えるような仕組みや関係の構築を目指します。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・食料品や必要な物を揃えて、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう。
- ・家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡のとり方等を決めておきましょう。
- ・「自分達の地域は自分達で守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に、積極的に参加しましょう。
- ・各地域に応じた体制で防災訓練の実施や災害時対策の検討を行いましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・防災備蓄倉庫、防災備蓄品等、防災施設・設備を整備します。
- ・災害時に地域のマンパワーが最大限に発揮できるよう、自主防災組織の強化を図ります。
- ・災害時の初期消火・救出・救護・避難等、地域ぐるみの防災活動が円滑に行われるよう、自主防災活動を支援します。
- ・小・中学校等での防災訓練の開催、防災情報の提供を行う等、防災意識の高揚を図ります。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・大規模災害が発生した際には、災害ボランティアセンターを設置します。
- ・災害時や緊急時における講習会等を開催します。

第4章 施策の展開

基本目標2 ふれあい・支えあいづくり

【具体的事業】

災害ボランティア講座 新規					
事業内容	災害ボランティア活動（災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、災害ボランティアセンター）に関する知識・心得などについて学ぶ講座を実施します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	
受講者数（人）	25	25	25	30	30

災害ボランティアセンター設置訓練					
事業内容	災害時における社会福祉協議会の対応&災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し，作業を実施します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

独居高齢者支援サービス台帳整備					
事業内容	高齢者及びその他要援護者の台帳整備を行い，関係機関と情報を共有し，災害時やその他緊急時の迅速な対応をします。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

施策の方向 3. 関係組織の連携

【現状と課題】

これまでも地域で困りごとを抱える市民の支援のために、各分野の専門職が中心となり、それぞれの分野で連携をし、支援を行ってきました。

本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

地域共生社会への実現に向けた様々な福祉改革では、「地域包括ケアシステム」を今後さらに拡充・深化させ、高齢者だけでなく地域で課題を抱えて生活するあらゆる市民を対象に、支援するための体制を整備し、充実していく必要があります。

また、多職種連携による体制づくりを強化し、高齢者だけではなく、障がい者や難病患者、子ども、ひとり親家庭等すべての要支援者に対するファミリーケアのための適切な支援が行えるよう、関係機関と協力した相談支援の充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要です。

【今後の取り組み】

(1) 地域包括ケアシステムの充実

今後は、高齢者だけでなく、子育て家庭、障がい者などが地域で安心して暮らすことができ、支援が必要な方一人ひとりが支援を受けられるよう、福祉・保健・医療の関係者が連携し、地域包括ケアシステムを拡充・深化させ、地域共生社会の実現を目指します。

高齢者や障がい者等に関わる専門職が連携し、包括的・継続的に支援できる体制づくりを推進します。さらに、福祉サービスだけでなく、住民組織、ボランティア等による地域資源のネットワークが構築されるよう支援します。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・回覧などの情報を、家庭のなかでお互いに伝えあいましょう。
- ・地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう。
- ・地域ごとに、自治会、民生委員・児童委員、子ども会、高年クラブなどが連携し、交流を図るとともに他団体の活動内容を共有できる体制をつくりましょう。

第4章 施策の展開

基本目標2 ふれあい・支えあいづくり



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・市民・関係団体などと連携し，総合的な相談・支援体制の確立を目指す，地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・地域活動団体やボランティア団体と関係する部署同士が連携し，活動の把握と情報の共有に努めます。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・福祉サービスだけでなく，住民組織，ボランティア等による生活支援体制整備事業を構築していきます。

【具体的事業】

茨城型地域包括ケアシステム					
事業内容	ひとり暮らしのお年寄りや障がいのある人，子育てに不安がある人など一人ひとりに，在宅ケアチームを編成して，きめ細かい在宅サービスを提供できるシステムを構築します。本人だけではなく，家族も含めて支援するファミリーケアを行います。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→			継続・実施	→

生活支援体制整備事業 新規					
事業内容	日常生活において支援が必要な高齢者の方が，住み慣れた地域で在宅生活ができるよう，住民主体による身近な地域での助け合い・支え合い活動を推進し，支え上手・支えられ上手の「地域づくり」に取り組めます。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→			継続・実施	→

(2) 社会福祉協議会などの活動促進

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられています。市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を果たしていくものとして期待されています。

今後は、これまで以上に関係機関や福祉団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう。
- ・社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう。
- ・民生委員・児童委員などの活動を理解し、協力しましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・社会福祉協議会への支援・連携の強化を図ります。
- ・社会福祉協議会と連携し、活動内容を周知します。
- ・民生委員・児童委員などの福祉団体との相互連携を推進します。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・社会福祉協議会で実施している各種事業の充実に努めます。
- ・地区の実情に即した活動を展開できるように支援を行います。
- ・社会福祉協議会の理解促進のため、各地区での啓発活動に努めます。
- ・「社協だより Let's go つくばみらい」やホームページなどの内容の充実に努めます。
- ・社会福祉協議会の会員拡大に努めます。
- ・共同募金の配分金を活用し、地域福祉事業の推進を図ります。

第4章 施策の展開

基本目標2 ふれあい・支えあいづくり

【具体的事業】

赤い羽根共同募金					
事業内容	地域福祉・社会福祉活動を財源面で支えていく、住民参加による地域に根ざした募金運動を推進し、毎年全国一斉に行います。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

社協会費増強運動					
事業内容	市の福祉の充実を図ることを目的に、市民あるいは法人から会員を募り、寄せられた会費を全額福祉事業の財源とします。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	
加入件数（件）	法人新規加入5件				

基本目標3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

施策の方向 1. 総合的な情報提供と相談体制の充実

【現状と課題】

地域の中では、行政・社会福祉法人・NPO法人など、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている方たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、従来のような対象者種別、縦割り型のサービス提供体制のもとでは、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいものになっているという側面があります。まず、悩みや問題を抱える人々がどこに相談すればよいかわからず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、福祉サービスに関する様々な情報提供の充実を図る必要があります。

また、ライフスタイルの多様化などを背景に、困りごとや必要とする支援内容は複雑・多様化しているため、それぞれの相談窓口について専門性の向上を図ることや、必要に応じて他分野の相談機関やサービスへとつなげることができる連携体制を構築していくことが必要です。

【今後の取り組み】

(1) 総合的な情報提供の充実

広報やホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板などを最大限活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。

また、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、市民にわかりやすく、受け取りやすい情報発信を行い、きめ細かに行き渡るような工夫をしていきます。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・ 広報やホームページなどを見る習慣、知りたいことを聞く習慣を身につけ、福祉に関する情報を得よう努力しましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・ 保健、医療、福祉の連携を強化し、情報の提供体制を充実します。
- ・ わかりやすい文章表記、色づかい等、広報やホームページの記載等に配慮します。

第4章 施策の展開

基本目標3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・「社協だより Let's go つくばみらい」やホームページなどにより、社会福祉協議会の活動やボランティアに関することなど福祉サービスの情報提供を充実します。
- ・障がい者の方に声の広報としてCDに広報を朗読録音して貸し出しします。

【具体的事業】

広報啓発活動					
事業内容	広報紙社協だより「Let's go つくばみらい」隔月発行（年6回）と、ホームページ作成，更新において社会福祉協議会の情報，福祉の情報，ボランティア市民活動等の情報を幅広く掲載し，情報の提供を行っています。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→			継続・実施	→

視覚障がい者朗読テープ貸出事業					
事業内容	目の不自由な方に対し，朗読ボランティアが朗読テープ（CD）を作成し，市内の情報を提供するなど住みよい地域づくりを目指します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→			継続・実施	→

(2) 相談支援体制の充実

子ども、高齢者、障がい者についての相談や、子育て、医療、健康問題などに関する相談など、市民の日常生活に生じるさまざまな課題に対する身近な相談支援体制づくりに取り組みます。

各種の相談機関や相談員に、市民に「親しみやすい」相談業務を行うよう周知するとともに、相談員の相互交流や研修会により相談員の質の向上を図ります。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・交流の場や相談窓口を活用しましょう。
- ・プライバシーに配慮しつつ、お互い様の気持ちで状況把握を行いましょう。また、障がい者や子育て家庭の状況を把握し、相談につなげられる体制をつくりましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・保健・医療・福祉等に関わる各相談員や相談機関等(窓口含む)のネットワークを充実し、市民の困りごとや要望に、迅速に対応できるようにします。
- ・多種多様な相談に応じるため研修会等を実施し相談の質の向上に努めます。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・行政、専門機関、地域住民などと連携を図り、相談支援のネットワークを強化します。
- ・窓口に専門的な資格を持った職員を配置し、また、研修などを通じて職員一人ひとりのスキルアップを図り、質の高い相談支援体制づくりに努めます。

【具体的事業】

地域包括支援センター総合相談					
事業内容	高齢者やその家族、地域住民等からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、各種サービス、制度の利用につなぎます。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→			継続・実施	→

心配ごと相談事業・法律相談事業					
事業内容	住民の悩みごとに対し、相談を受け解決の方向へ導き、日常生活の不安の解消を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→			継続・実施	→

施策の方向 2. 権利擁護などの推進体制の充実

【現状と課題】

認知症の高齢者や障がい者は、判断能力が十分でないために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受けることがあります。

本市では、判断能力が不十分な人を支援するために、成年後見制度を利用しやすくする支援事業を実施しています。

このほか、地域包括支援センターでは、地域支援事業の一環として、高齢者の虐待防止や権利擁護のための事業を含めて総合的な相談援助等を行っています。

今後は、さらに財産管理や日常生活における援助などに関する支援や相談の増加が予想されることから、権利擁護などに関して周知を図り、支援していくことが重要です。

【今後の取り組み】

(1) 権利擁護や成年後見制度の周知・啓発

認知症や障がいがあっても、適切なサービスを利用して、安心して地域や住み慣れた居宅で生活できるようにすることが必要です。特に、認知症高齢者の増加が予測される中で、成年後見制度の利用支援の充実を図る必要があります。そのため、制度の周知徹底を図るとともに、取り組みの充実を図ります。また、誰もが安心してサービスを利用できるよう、サービスの向上を図ります。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する理解を深めましょう。
- ・支援やサービスが必要な人に対し、制度やサービスを活用することによって生活の質が高まることを伝えていきましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・成年後見制度の普及と利用支援に努めるとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の普及を支援します。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・日常生活自立支援事業の周知を図り，判断能力が不十分な高齢者，障がい者などへの利用の促進及び支援の充実に努めます。
- ・社会福祉協議会が培ってきた様々な相談のノウハウを活かし，必要なサービスが提供できるよう関係機関へ適切につなげます。

【具体的事業】

権利擁護，成年後見制度の広報啓発活動					
事業内容	権利擁護や成年後見制度について広く周知するとともに，相談・支援事業を推進します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

日常生活自立支援事業					
事業内容	認知症高齢者，知的障がい者，精神障がい者などで，判断能力が不十分な方が安心して暮らせるように支援します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

施策の方向 3. 支援が必要な人への福祉サービスの充実

【現状と課題】

年々、複雑・多様化する市民の生活課題を解決するため、住民個々のニーズに合った多様なサービスが提供されるよう、適切なサービスを総合的に提供できる仕組みづくりや環境づくりを推進していくことが求められます。

また、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するために、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されました。生活保護受給手前の生活困窮者の支援については、生活困窮者の自立と尊厳を確保し、生活困窮者が孤立しない地域づくりが必要です。また、自立支援の相談窓口を市民に周知するとともに、関係機関との連携を図りながら支援していく必要があります。

さらに、DV（ドメスティックバイオレンス）や虐待など、専門性が高い福祉問題への対応については、関係機関の連携を強化することによって解決を図っていくことが重要です。

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、差別の解消を地域社会全体に浸透させるための取り組みが求められています。

【今後の取り組み】

（1）福祉サービスの充実

地域住民が安心して生活できるよう、子育て支援、高齢福祉、障がい福祉等の各方面において、各種福祉サービスの充実を図ることが重要です。

福祉・保健・医療・介護等の関係機関との連携のもと、高齢者や障がいのある人など支援の必要な方々に対してサービスを総合的に提供します。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持ちましょう。
- ・福祉・保健・医療・介護の各機関の情報に常に関心を持ちましょう。
- ・必要なサービスの利用に結びついていない人がいたら支援しましょう。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・子どもや子育て家庭、高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制づくりを推進します。
- ・障がいのある人や子ども、難病の人などが、地域における自立した生活を送れるよう、サービスや支援の充実を図ります。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・高齢者や障がい者など、外出支援を必要とする人に対して情報やサービスの提供を行います。

【具体的事業】

ファミリーサポートセンター					
事業内容	女性の就労形態の変化に伴い、地域の育児に関する相互援助活動を実施し、安心して子どもを生き健やかに育てることができる環境づくりの実現により日常生活上の負担を軽減します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

あかちゃんフェスタ 新規					
事業内容	子育て中の家族が集い、一緒に体験・遊びを通して参加者同士が交流を深め情報交換を行い父親の積極的育児参加や母親の孤立解消を予防し子育てを楽しむ環境づくり、支援を行います。また、市内外民間企業・ボランティア等が参加し連携を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	
利用者数（人）	350	350	360	360	370

地域子育て支援拠点事業「子育て支援室」					
事業内容	親子のふれあいと親同士の交流の場を設け、子どもたちと一緒に遊びながら参加者同士が子育てについて気軽に話のできる場所を提供します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

第4章 施策の展開

基本目標3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

元気アップ教室（通所型サービスC） 新規					
事業内容	通所型サービスC（短期集中予防サービス）利用者は期間がおおよそ3カ月、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを実施します。毎週1回2時間、理学療法士・歯科衛生士・栄養士・保健師が実施します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

有料在宅福祉サービス					
事業内容	高齢者及び身体障がい者、またはその家族で日常生活が困難な方に対し、住民参加型の在宅サービスを提供し、住み慣れた地域で安心した生活を営むため支援をします。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

障がい児者地域支援事業					
事業内容	障がい者への理解と障がい福祉の増進を図れるよう市民を対象とした事業の開催や余暇支援として知的・発達障がい者等が安心して余暇活動や社会参加のための活動ができるよう各種交流事業を行います。また、親の会支援として知的・発達障がい児の家族を対象に、各種研修会や親子でできる料理教室を開催します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	
延利用者数（人）	270	275	280	285	290

移送サービス					
事業内容	移送用車両で利用者の居宅と社会福祉施設・医療機関との間の送迎を行い、移動制約者の福祉の増進を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

福祉機器及びリフト付き自動車貸出事業					
事業内容	特に移動困難な高齢者や障がい者に対して、外出の利便を図り、併せて社会参加の促進を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

買い物支援ぶらり旅					
事業内容	75歳以上で買い物に行くことが困難な方を2ヶ月に一度、バスで買い物に連れていくことで生活の利便性を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	
延利用者数(人)	95	97	110	112	115

第4章 施策の展開

基本目標3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

(2) 生活困窮者の支援

生活困窮者に対して、早期に適切な支援を実施するため、庁内及び関係機関との情報共有と連携を図り、相談体制を充実させ、自立を促進していくための包括的な支援体制の構築に努めます。

また、生活保護の前段階にある複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につなげられるよう相談体制を整備します。また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもの学習支援を行います。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・高齢者や障がい者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう。
- ・相談業務を通じて、必要な人に福祉サービスの種類や手続き等基本的な情報を提供しましょう



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・生活保護に至る前段階での自立支援対策として、自立相談支援員が就労その他自立に関する自立相談支援、自立のためのプラン作成を行います。
- ・貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援・進路相談を行います。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・生活困窮者や引きこもりの人・制度の狭間にいる人などへの支援の充実を図ります。

【具体的事業】

生活困窮世帯学習支援事業「みらい教室」 新規					
事業内容	学習の機会が限られている児童生徒に、地域のボランティアの協力により学びの場を提供し学力向上を目指します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	→ 継続・実施 →				
延利用者数（人）	400	410	425	430	435

生活困窮世帯子ども食堂 新規					
事業内容	主に家庭で十分な食事がとれなくなった子供を対象として、無料または低額で食事を提供します。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	
延利用者数（人）	90	95	110	115	120

フードバンク茨城連携事業 新規					
事業内容	賞味期限内で安全に食べられるにも関わらず、規格外、包装ミスなど様々な理由で流通できず、廃棄されてしまう食品（食品ロス）を食品関連企業や農家などから、また、家庭に眠るお米や缶詰、調味料などを寄贈していただき、食品を必要としている施設や団体、生活困窮世帯等に無償で提供する活動を行います。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

小口貸付資金貸付事業					
事業内容	一時的に生活が困窮している世帯に対し、無利子で貸付を行うことで、生活の安定・向上・自立の促進を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

生活福祉資金貸付事業					
事業内容	低所得者、障害者又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

第4章 施策の展開

基本目標3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

(3) 虐待等の早期発見・早期対応

児童虐待，高齢者虐待やDV防止に向けた相談・防止体制の整備を図るとともに，啓発活動を充実していきます。

障がい者に対しては，障がいを理由に権利利益を侵害することとならないよう，障がいや障がい者に対する理解促進を図り，社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を提供するよう努めます。



市民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ・支援やサービスが必要な人を周囲で把握し，市や社協，民生委員・児童委員など，関係機関へつなげます。
- ・地域での見守りや声かけなどを行います。



行政で取り組むこと【地域福祉計画】

- ・障害者虐待防止法に基づき，障がい者に対する虐待の通報，相談に対応する体制の整備，機関の設置を検討します。
- ・被虐待児童及びひきこもり児童等の要保護児童の早期対応及び啓発活動を組織的に実施するため，ネットワークを構築します。
- ・高齢者の虐待の通報，相談に対応し，高齢者の人権擁護を図る。また，高齢者虐待防止に関する研修会等を開催することで虐待防止を啓発します。



社会福祉協議会で取り組むこと【地域福祉活動計画】

- ・各種相談機関や医療・福祉サービス事業所などと連携して，個別の支援会議等を開催し，適切なサービスにつなげていきます。

【具体的事業】

高齢者虐待対応，消費者被害防止の広報啓発活動					
事業内容	高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づいて，虐待の防止と養護者への支援をします。				
実施スケジュール	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	継続・実施			→	

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の基本理念及び基本目標を実現し、だれもが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、市民や団体等が主体的に活動できるようそれぞれの役割や責務を認識しながら、相互に連携・協働していくことが重要です。

これまでは、実施段階における参加が市民の主な役割でしたが、今後は、地域福祉への理解と関心を深め、取組の企画、運営、評価改善まで積極的に参画するしくみに発展させ、市民・行政・社会福祉協議会がそれぞれの役割をすすめていく必要があります。

(1) 市民の役割

地域福祉を推進していく力は、地域の担い手である市民です。一人ひとりが地域に対する理解と関心を深めていくとともに、自らができることを考え、主体的に福祉活動に参加することが求められます。自主的な活動を行う中で、多くの交流が生まれ、ともに支えあい、助けあう地域づくりが可能となります。

また、他の団体や福祉・教育等の関係機関と連携・協力しながら、より一層地域福祉の推進に貢献することが期待されます。

(2) 行政の役割

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、市民、ボランティア団体、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護・教育分野等との連携を強化し総合的に地域福祉を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するための中核として、市民や各種団体等と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担う必要があります。

今後は、本計画及び年度毎の事業計画における取組の着実な推進とともに、継続的な見直し・改善を行います。

2. 計画の進行管理・評価

本計画の着実な推進を図るため、進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画（Plan）を立て、それを実施（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の改善（Action）を行う一連の流れのことです。

本計画においては、PDCAサイクルを行うことで、計画の目標達成に向けた実効性を確保します。

資料編

資料編

1. つくばみらい市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 24 年 12 月 12 日
示第 219 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、つくばみらい市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、つくばみらい市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関する事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉関係事業者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 市議会議員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2. 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指して、つくばみらい市における地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、つくばみらい市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉関係事業者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 市議会議員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、つくばみらい市社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3. つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画策定委員名簿

敬称略

	氏名	
1	松本 讓二	市民
2	飯泉 晴夫	市民
3	菊地 教夫	市民
4	齊藤 常夫	市民
5	深谷 慶仁	市民
6	福島 里枝	市民
7	大野 美香	市民
8	坂入 教男	福祉関係事業者
9	川又 朋子	福祉関係事業者
10	古舘 千恵子	福祉団体関係者
11	荒井 栄司	福祉団体関係者
12	豊島 美智子	福祉団体関係者
13	下鳥 百合子	福祉団体関係者
14	白鳥 治代	民生委員・児童委員
15	原 三津子	民生委員・児童委員
16	細田 良政	民生委員・児童委員
17	中山 治	民生委員・児童委員
18	染谷 礼子	市議会議員

4. 策定経過

月日	会議名等	内容
2018年(平成30年) 1月18日	第1回 つくばみらい市地域福祉計画策定委員会 つくばみらい市地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次つくばみらい市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定について ・市民アンケートの実施について
2018年(平成30年) 2月～	つくばみらい市地域福祉に関する アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上市民 2,000件 ・12～18歳市民 500件
2018年(平成30年) 3月23日	第2回 つくばみらい市地域福祉計画策定委員会 つくばみらい市地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉について」 ・第1次地域福祉活動計画事業実施状況について
2018年(平成30年) 6月23日 6月30日 7月7日	地域懇談会 C地区(小絹地区) D地区(谷原地区・十和地区・福岡地区) A地区(小張地区・谷井田地区・三島地区・豊地区) B地区(板橋地区・東地区) E地区(みらい平地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・助け合いゲーム ・地域の良いところ, 困っていること
2018年(平成30年) 10月5日	第3回 つくばみらい市地域福祉計画策定委員会 つくばみらい市地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画骨子案
2018年(平成30年) 11月27日	第4回 つくばみらい市地域福祉計画策定委員会 つくばみらい市地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画素案
2018年(平成30年) 12月7日～ 平成31年 1月6日	パブリックコメントの実施	
2018年(平成30年) 12月15日	市民説明会の実施	
2019年(平成31年) 1月	第5回 つくばみらい市地域福祉計画策定委員会 つくばみらい市地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の決定

5. 地域懇談会結果

つくばみらい市地域福祉に関する地域懇談会報告

あなたの住む地域のイネ！👍



- 【地域のつながり】
- ・顔なじみの方が多い
 - ・業種の集まりが多い
 - ・新しい人との交流ができる



- 【交流の場】
- ・公民館が近いところにある
 - ・公民館等で集まりがある（体操、お茶飲み）



- 【自然が豊か】
- ・緑が多い
 - ・田んぼがキレイ
 - ・桜がキレイ
 - ・高台で水害の心配がない

- 【農産物】
- ・お米、野菜がおいしい



- 【あいさつ】
- ・あいさつを良くする
- 【近所付き合い】
- ・近所同士仲が良い
 - ・小学生、中学生があいさつをする
 - ・相談のつてくれる方が居る
 - ・新しい住民が増えた

- 【見守り・助け合い】
- ・子ども達の登下校の見守りをしている
 - ・除雪を手伝ってくれる

- 【生活環境】
- ・買い物しやすい
 - ・病院が近い
 - ・小中学校が近くにある
 - ・駅が近い
 - ・高層が近い
 - ・緑が多い
 - ・どこの家も庭の花がきれい
 - ・公園や施設がある

- 【自治会等組織】
- ・高齢者クラブがしっかりしている
 - ・自治会の班ではきちんとルールが守られている
 - ・お茶飲み会をやっている



- 【近所付き合い】
- ・近所の付き合いがいい
 - ・隣近所との交流がある

【地域コミュニティ】

- ・見守り隊があるので子ども達が安心して登下校できる
- ・防人訓練を実行する
- ・自治会活動が盛んである
- ・良いお祭りがある（無形文化財）



- 【生活環境】
- ・自然が多い
 - ・静かである
 - ・水田が多い



- 【交通】
- ・交通の便が良い
 - ・市外との方面にも買い物に行きやすく便利

- 【防災】
- ・水害がない



- 【あいさつ】
- ・子ども達がよくあいさつしてくれる
 - ・子ども達が明るい

【近所付き合い】

- ・近所の付き合いが良い
- ・行事に対し積極的に参加してくれる
- ・近所の仲がよく助け合いが出来ている

【治安が良い】

- ・散歩をしている人が多い
- ・知らない人とすれ違ってもあいさつをする
- ・子ども達の見守りができている
- ・防犯犯が多く、夜が安全である

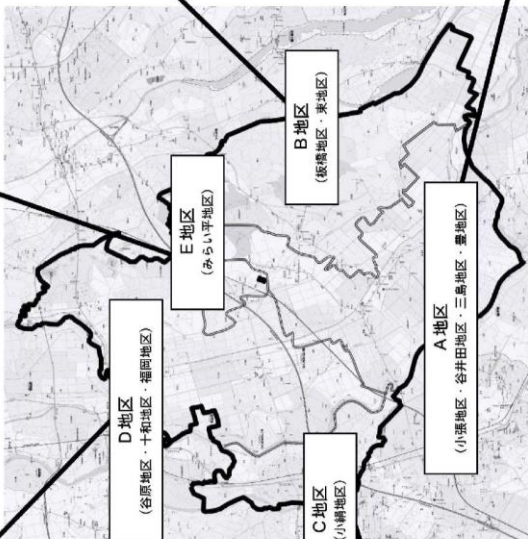


【生活環境】

- ・自然が多い
- ・お米、野菜がとて美味しい
- ・ゴミ出しルールが守られている
- ・神社の祭りがある



- 【交通】
- ・バス停が近く便利である
 - ・交通に便利





あなたの住む地域の悩みや課題



【つながり】
・閉鎖的なところがある
・近所のつながりが薄くなってきた
・隣が遠い

【少子高齢化問題】
・高齢者が少ない
・若い人を育かけることが少ない
・子どもが少くない
・農家の後継者

【住環境】
・道が狭い
・病院、医院が少ない、近くにない

【交通問題】
・車を運転しないところへも行けない
・バスが少なくなった
・バスが通っていない

【買い物不便】
・店が少なくなった
・買い物物が不便

【動物問題】
・野良猫が多い
・ハクビシンなど野生動物が多くなくなった
・野生動物が畑を荒らす



【近所付き合い】
・昔ながらの地区行事が無い
・新旧住民との交流がない

【高齢化】
・高齢者が増えてきた
・高齢者のひとり暮らしが増えてきている
・農家の後継者がいない

【防犯】
・防犯カメラが少ない
・夜のバイク音

【生活環境】
・道路の交通量が多い
・歩道がデコボコで困っている
・道路の草が茂っている
・買い物物が車がないと不便
・ゴミの分別ができていない

【空き家】
・空き家が増えてきた

【自治会等組織】
・自治会を抜ける人が出てきた



【地域交流】
・新旧住民の交流の場がない
・隣近所のつながりが薄い
・地域のつながりが作りにくい

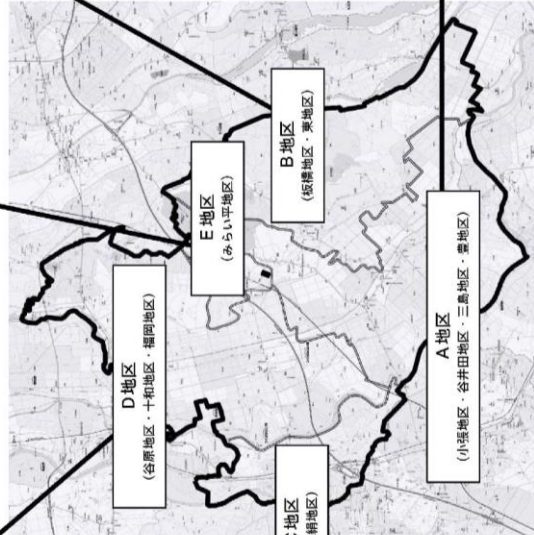
【人材活用】
・自治会（もしくはそれに代わるもの）がない
・地域のまとめ役が少ない

【マナー】
・ゴミのポイ捨てが多い

【病院】
・総合病院がない

【交通】
・車がないと出掛けられない

【生活環境】
・空き地が目立つ



【高齢化】
・高齢者が増え、付き合いが減ってきた
・子どもが少ない
・高齢者が集まる場所が少ない

【交通】
・道路が狭い
・道路が暗い
・交通の便（バス）が悪い
・コミュニティバスの使い勝手が悪い

【生活環境】
・公園が少ない

【病院】
・医療機関がない
・病院が遠い

【空き家】
・空き家が多い

【買い物】
・買い物物が不便
・スーパーがない

【動物問題】
・外来生物が多くなってきている
・田畑が荒れているのが目につく



【高齢化・過疎化】
・高齢者のひとり暮らしが増えている

【地域住民の交流】
・組合のつきあいが少ない
・新旧住民の交流が少ない
・祭に若い人の参加が少なく、行事の存続が危ぶまれる
・お節介をすする人がいなくなっている
・後継ぎ問題で不安を抱えている
・世代で考え方のギャップを感じる

【空き家】
・空き家が増えている

【生活環境】
・遊び場（子ども・親子）がない
・公園がない

【病院】
・総合病院がない

【交通】
・車がないと生活がむずかしい
・車を運転できなくなったら不便

【動物問題】
・日中の猫の放し飼い（フン）
・動物に野菜を食べられる



**第2次つくばみらい市地域福祉計画
つくばみらい市地域福祉活動計画**

2019年（平成31年）3月

発行 つくばみらい市／社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会

保健福祉部 社会福祉課

電話 0297-58-2111

URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会

電話 0297-57-0123

URL <http://www.tn-shakyo.jp>